

第百十四回 参議院商工委員会會議録第四号

平成元年六月二十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月十六日

松浦 孝治君

安恒 良一君

山口 哲夫君

六月十七日

山東 昭子君

陣内 孝雄君

六月十九日

山東 昭子君

陣内 孝雄君

六月十九日

山東 昭子君

陣内 孝雄君

六月十九日

山東 昭子君

陣内 孝雄君

六月十九日

山東 昭子君

陣内 孝雄君

六月十九日

山東 昭子君

陣内 孝雄君

六月十九日

山東 昭子君

陣内 孝雄君

六月十九日

山東 昭子君

陣内 孝雄君

六月十九日

山東 昭子君

陣内 孝雄君

六月十九日

山東 昭子君

陣内 孝雄君

六月十九日

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

宮澤 弘君

中曾根弘文君

前田 勲男君

市川 正一君

岩本 政光君

大木 浩君

下条進一郎君

平井 卓志君

松浦 孝治君

小野 明君

高杉 勉忠君

千葉 景子君

伏見 康治君

井上 計君

木本平八郎君

國務大臣

通商産業大臣

房長

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

通商産業大臣官

房務審議官

梶山 静六君

山本 幸助君

内藤 正久君

横田 捷宏君

鈴木 直道君

熊野 英昭君

児玉 幸治君

高木 俊毅君

棚橋 祐治君

鎌田 吉郎君

向 準一郎君

松尾 邦彦君

三上 義忠君

高島 章君

関野 弘幹君

甘粕 啓介君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

法案(内閣提出、衆議院送付)

○小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(宮澤弘君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十六日、安恒良一君及び山口哲夫君が、また去る十七日、山東昭子君が委員を辞任され、その補欠として梶原敬義君、小野明君及び降矢敬義君が選任されました。

また、昨十九日、梶原敬義君が委員を辞任され、その補欠として千葉景子君が選任されました。

○委員長(宮澤弘君) 特定新規事業実施円滑化臨時措置法案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小野明君 久しぶりに商工に参りました。帰り新参というところでございます。よろしくお願いいたします。

初めに大臣にお尋ねをいたしたいと思います。最近の中国情勢というものが非常に注目をされるところでございます。この日中の経済関係という問題について、そういった観点から大臣にお尋ねをしてみたいと思います。

中国の問題は、胡耀邦前総書記が急逝をされたというところに端を発して、民主化運動という非常に流動化した中国情勢に相なったわけであります。戒厳令が五月二十日に発動をされる。六月四

日の未明には武力行使によって多数の死傷者が出るという極めて遺憾な事態に立ち至ったわけでございます。

中国は、七八年から十年余りにわたりまして対外経済開放政策を採用してまいっております。今日の日中経済関係はこうした中国の方針に期待、信頼して拡大、発展してまいったと思われま

す。今回の事件は、こうした両国の経済関係にも大きな波紋を投げかけることに相なったと思いま

す。そこでお尋ねであります。この時点ではなか

か予測というの難しい点があるかと思ひますが、これからの貿易あるいは投資、こういった我が国産業界の対中国経済活動に今回の事件が与える影響についてどのように分析をし、どのように対応をするか、この点について大臣にお尋ねをしてみたいと思ひます。

○国務大臣(梶山静六君) 今のところ貿易には大きな影響は生じていないというふうに認識をいたしておりますが、新規契約には影響が出る可能性が否定できません。また、今回の事態により我が国企業が投資先として中国について抱いているイメージが損なわれるという表現がいかどうかはわかりませんが、そういうことになった場合、これからどうなるかということに懸念をいたしているというのが、公式にコメントのできる言葉ではないかという気がいたします。

ただ、いずれにしても、これからの対応という問題になってまいりますと、過去この一カ月余、中国に関して随分私たちが情報を得ているような感じでおったわけでございますが、こういう事件が起きてみますと、余りにも私たちの知り得ている情報は狭いし、ある意味で浅いという感じもするわけであります。

あの当時、先生御指摘のとおり、胡耀邦が急逝

をされて、その後いわば追悼的なデモとか、そういうものが行われ、さらに民主化の高まりが出てくる段階で、私たちが新聞やテレビで拝見している中では大変平和的な一つの集会、デモというふうな受け取っていたわけでありました。

ところが、急遽戒厳令がしかれる。戒厳令がしかれても、民衆との間では大変和やかな交歓が伝えられていたわけですから、これは一種のデモンストレーションなのかなという感じのもので私ども受け取っていたということも紛れもない事実でございます。それがある日突然にというか、まさに戦車あるいは火器の乱射によってデモ隊の方が殺りくをされた。されてないというまた報道もございしますが、そういう状況になったということも、残念ながら私たちの今までの過去の情報からは予測し得なかったという現実もございします。

そして、今中国の中がどんなふうな体制が変革をしつつあるのか。対外的には開放経済を維持する、こういう表現がなされておりますが、国内的な体制がどういうふうな推移をするかということに対しては、残念ながら私もその確たる情報をまだ持つておりませんし、また、多少のへんばな情報を得たとしても、それで全体を推論することができない状態でございますので、私どもはやはり冷静に対応するという言葉以外にはないという気がいたします。

ただ、全世界的な非難も私どもはよく承知をいたしておりますが、私たちはやはり長い日本の歴史というのを考えてみますと、何百年、何千年来朝鮮半島や中国大陸を通じて東西文化というか、遠くはヨーロッパあるいは中近東、インド、そういう国々のいろんな文明、文化をこの地を経て我々が吸収をして今日の日本の混合文化が育ったとするならば、我々はこの得ている恩恵を何物かによつてお返しをしなきゃならない連帯感をこれから長い先持ち続けていきたいという願望は、お互いに隣国として持ち合わせなきゃならない基本理念だという気がいたします。

さりとて、現実の中国の政体が、体制がどうなっ

ているかというこの厳しい現実と長い将来を踏まえた、そういうものを展望しながら、これから冷静に対応していかねばならない。もうちょっと情報をこれから得て正確な判断をしてまいりたいという気持ちでございます。

○小野明君 大体そういうところではないかなと思われるわけでございます。やはり情報を知り得ないという、つかみ得ないというのが非常に困った点だと私も思っておりますが、貿易関係についてもやはり大きく依存をする相互依存の体制にあるわけですから、将来にわたって橋根を残すような日中間関係にならないような配慮というものもまたこれ必要ではないのか。批判すべきは批判をしてもそれは当然だと思えますけれども、そういう懸念を私は持つておりますが、大臣はいかがですか。

○国務大臣(橋山静六君) まさに御指摘のとおりでございます。長い古いこの歴史的な背景を考えると、中国大陸の十数億の民衆、国民、これは大変私たちは親近感を持つてこれから長い将来に向かつて友好関係を維持してまいらねばならない、こういうふうな基本的態度でなければならぬと思ひますし、さりとて今の体制を是認する形にはなかなか得ない状況があるわけでございますから、現実には現実に対応しながら、長い理想を求めながらこの問題に対応してまいりたいと考えております。

○小野明君 次は、スーパー三〇一条関係についてお尋ねをしたいと思います。

最近、一時は改善の兆しを見せた日米の貿易不均衡の改善のスピードが鈍り始め、我が国との間の貿易赤字がアメリカの貿易赤字の過半を占めるに至つております。また、我が国のハイテク面での台頭のために、米国内には、ソ連の核弾頭よりも日本の経済力が脅威である、こういった考え方が新聞でも報じられておるところであります。こうした中で、昨年、一時は鎮静化をしておりました日米間の貿易摩擦がアメリカの議会を中心に再燃をし始めておりました、その行方が憂慮されて

おるところであります。市場開放に向けたアメリカ議会の強い意向を反映いたしまして昨年成立した包括通商法に基づいて、米政府は我が国に対して強硬な通商政策を展開しております。

中でも、五月二十五日、アメリカ通商代表部が包括通商法のいわゆるスーパー三〇一条の規定に基づいて我が国を優先国に認定するとともに、スーパーコンピュータ及び人工衛星に関する政府調達並びに林産物に関する技術的輸入制限を優先国に認定をいたしました。この決定は、先進国中で我が国のみを特掲するものであります。農業あるいは公共事業など政治的に困難な問題を含む分野においてさえも市場開放を行つておりました我が国の努力を正當に評価しないものである、こう言わなければならぬと思ひます。

他方、世界の経済大国たる日米両国の関係を良好に保つことは世界経済の安定にとつて不可欠であります。日米両国が貿易摩擦をめぐつて非難し合うといった事態は望ましくないと言わなければならぬと思ひます。

これらの点を考えますと、政府としてはアメリカに対してはつきりと言ふべきことを言う、一方、問題があれば、経済大国としての責任を持つてその解決に取り組む、こういった姿勢がブッシュ大統領のもとで非常に重要だと考えなければならぬと思ひますが、通産省としては、今回のスーパー三〇一条の問題にどのように取り組んでいくお考えでしょうか。

○国務大臣(橋山静六君) 我が国は、従来から輸入拡大、それから自由貿易体制の維持強化に全力を挙げてまいつてきておりますし、その成果は着実に上がつていくという認識を持つております。こうした努力にもかかわらず、今回スーパー三〇一条の対日適用が行われたということは極めて遺憾と言ふ以外には言ひようがございません。この制裁措置を背景に交渉を行うというスーパー三〇一条の枠組みは、ガットの精神にも反しますし、ウルグアイ・ラウンドにおける各国の努力にも悪

い影響を与えるものだというふうに認識をいたしております。

我が国といたしましては、スーパー三〇一条の枠組みのもとでは交渉には応じられず、ガット等の場で議論をすべき問題だというふうに考えておりますし、過般行われましたOECDの閣僚会議に当時の宇野外務大臣、三塚通産大臣が出席をいたしましたし、それから四極の貿易大臣の会合にも村岡審議官が出席して本件について問題提起を行い、ヨーロッパ各国のむしろ同調を得ながら、アメリカの行った行為に対しては批判が行われたことは御案内のとおりであります。その後、下田で次官級の会議が持たれましたけれども、このスーパー三〇一条の中身の具体的な問題については触れられなかったというふうに報告を受けております。

しかしながら、相手の非をなじるだけで私どもの責任が果たせるといふか、問題の解決になるわけではございません。我が国としては、今先生御指摘のとおり、経済大国との認識のもとに、今後とも輸入拡大に全力を挙げていかなければならぬという気がいたしますし、日米が感情的に対立することは絶対避けなければならぬと思ひます。何よりも大切なのは、御指摘のとおり、日米関係が良好であることでございますので、何ゆえにアメリカがいら立っているか、そのいら立ちの根源を我々は分析をし、理解をし、そして現在の自由貿易体制を維持拡大するためにいかなる措置をとればいいのか、そのことが何よりも大切だという気がいたします。

いずれにしても、アメリカの貿易赤字の半分が日本によつて占められているという現実、これは理論は理論として、さはさりながら、いずれにしても自国の利益あるいは存立を基盤に考えることが国会としては当然でございますから、アメリカの議会が大変先鋭的におおっているという問題も一部には言われまされども、やはり国益というものを考えれば、そういう議論が分かれることもまた当然でございます。私たちの感覚からい

最近はやつと落ちついておるようですが、現在のようなドル高円安傾向が今後も続くようなことがあれば、これまでの対外不均衡は正あるいは構造調整努力を阻害するおそれがあるほか、為替相場の乱高下が我が国産業経済の健全な発展の可能性を損なうことが憂慮されるわけであります。

りますけれども、そういった意味合いで、企業の海外活動が健全に発展していくためには、やはり為替レートの安定というのは非常に重要であるというふうに考えております。

うに考えております。

○小野明君　そうすると、今日時点ではなかなか数字としては言いにくいところでしょうか。

しかし、それぞれの貿易をやっている企業から来る数字、あるいは中小企業が望ましい数字、円

数字について申し上げることはなかなかこの為替の世界におきましては率直に申し上げまして難しいのではないかと考えておるところでございます。大事なのは安定であるということでございます。

○小野明君　まあ、いいでしょう。

次に、新規事業実施円滑化法案について若干お尋ねをしてみたいと思います。

この法律案は、新しい事業の支援、育成のためにファイナンスあるいは経営、情報面等で一連の助成措置を講じよう、こういうものであると思います。我が国を取り巻く経済社会の環境変化によって産業構造の調整が不可避であるという認識がこの法律案の背景にあるように思われます。

まず初めに、現在、我が国が置かれております経済社会環境及び今後の望ましい産業構造について、政府のお考えを承りたいんです。

○政府委員(児玉幸治君) 我が国の産業経済環境でございますが、これは内外ともなかなか難しい局面にあるわけでございます。外の問題につきましては、既に先ほどから小野先生御提起いただきました対外均衡をどういうふうに実現していくか、また、そういった関係で日本の産業の構造をどのような形で調和あるものにしていくかという問題があるわけでございますが、一方、国内について見ますと、これから二十一世紀に向かいます幾つかの大きな変化が起きることが見込まれるわけでございます。

幾つかの例を申し上げますと、例えば素材と材料とか、あるいは情報の分野におきまして技術革新の大きなうねりが今起きています。こういふものには適切に対応してまいらなければならぬわけでございます。

それから第二には、先ほど対外直接投資の問題にも触れたわけでございますけれども、経済活動をめぐります国境の壁と申しましょうが、国境というものが非常に低くなっているわけでございまして、経済活動が一口で申し上げますと非常にグローバル化したしているわけでございます。これは外向きに対しまして、海外から日本に対する内向きの面におきましても同様でございます。グローバル化の潮流というものはあるわけでございます。

それから三番目には、例えば昨年策定されました経済運営五カ年計画の中でも、豊かさの実感で

きる生活を実現するという一つの目標にいたしておりますけれども、この豊かさの実現というのは、国民一人一人の考え方によって非常に違うわけでございまして、言うなれば、価値観が非常に多様化し個性化する時代に今入っている。さらにもう一つのファクターといたしましては、人口の高齢化という問題があるわけでござい

ます。

こういったさまざまな変化に対応いたしまして、我が国としては基本的にはこういったニーズに産業経済を挙げて柔軟かつ迅速に対応していかなければならないわけでございます。そういった意味合いでは、何と申ししましても、これから先私どもも多様な需要に対応し、しかもそれに迅速に適応していくということ、さらには我が国のこれらの産業の牽引力にもなり、また新しい雇用機会をつくっていくというふうな意味合いからも、新しい事業をこれからつくり出して、いわば産業経済のニューフロンティアを拡大していくということが非常に大事なのではないかとこのように認識いたしているところでございます。

○小野明君 抽象的にはおっしゃるとおりだと思いますが、ではそういう産業というとなかなかこれは具体的に何がつかないというのが私の気持ちなんです。非常にこういう問題意識を持って、こういうところを発掘をする新しい産業の育成があるというところはいいんですが、具体的にやっぱり指導する通産省としてはさらにこの辺を勉強してほしいと思っておりますが、そういう感じがいたします。

それから、産業構造の調整に当たって、将来我が国経済を支えるリーディングインダストリーといいますが、そういう芽を経済状況がいううちに積極的に育てていくというのがこの法律の目的でもあるように思います。その手段として国内の大量の余剰資金の活用をうたっておるんですが、余剰資金があるという推定なんです、この余剰資金の原因になったものは一体何でしょうか。

○政府委員(児玉幸治君) お金につきましては、余つておるのか余つてないのかという議論というのは、正直に申しましてなかなか難しいわけでござい

ます。しかしながら、我が国の経済は一昨年の後半から昨年と非常に好調に推移してまいっておるわけでございまして、実はその少し前の状態を振り返ってみていただきますと、特に円高によります不況の時期におきましては、製造業の設備投資は二年続きでマイナスになったわけでござい

うか。

ございます。そういったことで、いわば実物投資の機会が不足をしていたということがござい

○政府委員(児玉幸治君) 新規事業と一口に言われるものにもいろいろなタイプがあるわけでございまして、いずれにいたしましても、これから先の我が国の産業構造の高度化には非常に重要なわけでござい

ます。その間のところはかなり広範囲にわたって、新しいし、やれば非常に有意義な事業なんだけれども、やはりリスクのことを考えるとどうしても踏み切れないというふうな分野があるわけでござい

○小野明君 この法律案の対象事業者の問題ですが、「産業構造の調整が円滑に進展するためには、我が国経済において大きな比重を占める中小企業自体の構造転換が重要な課題である。」これは昨年五月に閣議決定された経済運営五カ年計画の一文であります。この法律案はどの程度の規模の企業を対象としておるのか、資金力も技術力も豊富な大企業を対象とせず、中小企業、特にベンチャービジネスを対象とすべきであると思

うか。

が、いかがでしょうか。

それからまた、個人の場合を考えてみましても、これから先の高齢化社会への移行を展望しつつ、あるいは経済の状況がよくないといったような形の中でそれなりに自分自身での対応を考えますと、貯蓄率も高い水準で維持されてきたというふうなことが基本にはあったと思うわけでござい

○小野明君 企業が財テクで利益を出すというのは企業の健全な姿ではないですね。

次に、新規事業というものは、その実施にかかわりますリスクが高い一方、成功した場合のリターンも一般に大きなものが期待できると思

が、産業構造の調整が円滑に進展するためには、我が国経済において大きな比重を占める中小企業自体の構造転換が重要な課題である。」これは昨年五月に閣議決定された経済運営五カ年計画の一文であります。この法律案はどの程度の規模の企業を対象としておるのか、資金力も技術力も豊富な大企業を対象とせず、中小企業、特にベンチャービジネスを対象とすべきであると思

うか。

が、いかがでしょうか。

○政府委員(児玉幸治君) この法律に基づきます施策は、基本的には事業の新規性に着目いたしてありますので、企業の規模によりまして格別の差を設けているわけではございません。

しかしながら、現実を考えると、大企業におきましてリスクの高い新規事業に実際に挑戦するといふふうなことになる場合には、現実の問題といたしましては、こういう法律に基づきます保証とか、あるいは出資制度等を利用しなくとも十分有利なファイナンスを利用することができると思われるわけでございまして、この法律の対象になつてくる可能性はかなり小さいのではないかと思ひます。

現実にこの法律の仕組みを活用していただけますのは、そういった意味合いにおきましては、やはり中堅中小企業の方々なのでございまして、実はこの法律の前提となります実態調査をいろいろいたしましたときに、それでは大企業は新しい事業のシーズと申しましょうか、プロジェクトがございまして、それを全部自分でやっているかというところ、必ずしもそうではないわけでございまして、新規のプロジェクトのシーズは実は大企業にある、それをだれかが実際に実施してくれるのであれば、その技術は譲り渡してもいいというふうなケースがかなりあることもわかつているわけでございまして、この法律では、債務保証、出資に加えて、新規事業に關しますさまざまな情報提供等々あるいは人材についてのあつせん等もいたすことを予定いたしておりますが、そういった局面から見ますと、むしろ大企業に蓄積されております情報、技術の種あるいは人材といったようなものについても、これまた中堅中小企業のために活用していただける局面もあるんじゃないかというふうなところを考慮してござい

ます。いずれにいたしましても、この法律の主たる目標というものが中堅中小企業にあることは先生御指摘のとおりでございます。

○小野明君 そこで、この法律案にいう新規事業

なんです、新商品の生産もしくは新たな役務を提供する事業、または新技術を利用して商品の生産、販売、もしくは役務の提供方式を改善する事業、こういうふうな定義をされておるわけですか。それそれ具体的にどのようなのものが具体化されるのかお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(児玉幸治君) 本當の意味での具体的な事業といふのは、この法律が出てまいりましてから出てくることだと存するわけでございましてけれども、これまでいろいろお話を聞いておりますことを、恐縮でございましてけれども、性質上少し抽象化して御説明をさせていただきたいわけでございます。

例えば新しい製品といふふうなことで申し上げますと、従来のいわゆる電磁モーター、磁石の力を使ひましたモーターにかわりまして超音波を利用したモーターといふふうなものが技術的にあるようございまして、そういう新しいモーターの場合には回転数について非常に精密なコントロールができるか、あるいは電力の消費量が大幅に節約できるか、形につきましても非常に小型のものにできるかといふふうなことでございまして、もしそれがうまくいきました場合には、OA機器でございまして、あるいは時計だとか自動車とか、いろいろなものに利用される可能性があるということでございます。

それから、新しい技術を利用した製品といふふうな意味合いで申し上げますと、現在、例えばオフセット印刷の自動製版機械というのは現にあるわけでございますが、御案内のように、この色合わせといふのは非常に難しいわけでございまして、相当人間の経験に依存していかざるを得ないわけでございます。しかしながら、これにつきましても、いわゆる人工知能、AIと言われております人工知能を上手に組み込んでまいりますと、大変この色合わせについて安定した、高品質な印刷物ができるようになる可能性があるということでございます。

それから、技術につきましては、私も専門家で

はございませんので恐縮でございすけれども、ホログラフィーという光学関係の現象がございすけれども、このホログラフィーの原理をうまく使ひますと、非常に複雑な形状をいたしてございす製品につきましても検査が容易にできるようなものになるわけでございます。例えば歯車のように非常に複雑な形状をしてございすものについての製品の検査につきましても、この原理を応用いたしますと、歯車の精度が飛躍的に向上する、かつその検査に要する時間とか手間とかというものが大幅に節約されるというふうな効果が期待されるわけでございます。

それからサービスの分野、これはまだ具体的にこれから先のことに付いて申し上げるのは難しいわけでございますけれども、過去の例をちょっと振り返つてみますと、一つ一つのサービスについては今でも存在する。しかしながら、それらのサービスを新しく組み合わせることによって従来考えられなかつたようなサービスが提供されるようになるということがあるわけでございす。

例えばトラック輸送とコンピュータ、それに電気通信ネットワークといふようなものを結合させますと、最近のような例の小包の小口の搬送ができるようになるわけでございまして、これなども一つ一つはそれぞれ従来あつたわけでございすけれども、それぞれの分野での技術が進歩し、あるいは社会基盤の整備が進んだ結果、新しいサービスを生み出すことができるようになったわけでございます。こういうこともをさまたちに私どもとしては期待しているわけでございす。

○小野明君 そこで、新規事業の認定の方法なんです、通産大臣によつて行われるということですが、さらに衆議院での本議の審議の過程で局長の答弁によりまして、商品や役務の新規性等々についての専門的な知見を持つ専門家に集まつてもらつてパネルを設けて判断する、こういう答弁がございました。パネルに集まつてもらふ専門家は、各商品あるいは役務の技術に關しては高度の知見を持つことは當然であると思ひます。

しかし、これら専門家は企業経営についての評価ができるかという点で問題がありはしないか、技術力のみ偏つた認定になるおそれがあるんじゃないかという感じがいたしますが、いかがでございますか。

○政府委員(児玉幸治君) この新規事業の認定は法律の第四條の第三項に基づいて行ふものでございまして、ただいま御指摘ございましたように、やはり専門家の手をかりて十分材料をそろえた上で認定の可否については判断をしなければならぬわけでございます。そういった意味合いにおきまして、この専門家といふのはさまざまな分野の方々をお願いをいたしたいと思つてゐるわけでございます。

その際、商品等の新規性を考えるといふのは、これは大変重要な判断要素の一つでございまして、そういった分野の方々にもちろんお願いをしなければならぬわけでございますけれども、実際に認定をいたします場合の具体的な判断のポイントは何かといふふうに考えてみますと、商品あるいは役務の新規性といふのはもちろん重要でございすけれども、さらにその事業を実施いたします方法が適切であるか。裏返して申しますと、その事業計画が信頼できるものであるかどうかとか、あるいは事業の採算性はどうかとか、その事業の中長期的な見通しはどうかといったようなことも、これはもう先生御指摘のとおり、当然私ども判断をしていかなければならぬわけでございます。したがって、この専門家のパネルといふものの中には、御指摘のように、経営とかあるいは財務等の企業評価につきまして専門的な知見を持つておられる方にも御一緒に構成員として参加していただきたいと考えているところでございす。

○小野明君 當然のことだと思ひますが、専門家はやっぱり集めないうで、企業を見るような人が欲しいと思ひますね。それから、認定に要する時間なんです、新規事業の認定について、審査とか関係行政機関の長

への協議が行われるというふうになっておりますが、これらのプロセスにいたずらに時間を要することになるのではないかと。もしそうであれば、新規事業を始める際にタイミングも極めて重要なポイントになると思えますね。そういうことから、せっかくつくったこの制度が事業者にとって利用しにくいものになってしまふのではないかと。感じがいいたしますが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(児玉幸治君) 認定をいたします場合に、関係行政機関の長への協議というのは、確かにそういう条文があるわけでございます。もしそういった行政内部の手続にいたずらに時間がかかりますと、仰せのように、この新規事業というもののについてはタイミングと申しましょうか、ビジネスチャンスというものがあつたわけでございまして、みすみすそれを失するようになっては大変なことでございます。

したがいまして、これは非常に抽象的な申し上げ方になるのでございすけれども、政府内部の関係の行政機関相互の連絡協議につきましては、私も早目早目に連絡をとり合ひまして、お互いに協力して速やかにそういった所定の手続きが終わりますよう最大限の努力をまいりたいと考えております。

○小野明君 それはそういうふうにとつてひび願ひをしたいと思います。

それから、ワラント債が導入されておりますが、新規事業者はワラント債の発行によつて資金調達を行うということになっておるんですが、普通社債、転換社債、ワラント債等、数ある社債の中で余り使われないといひますか、聞かないワラント債を採用された理由をお尋ねしたい。

○政府委員(児玉幸治君) 今回この法律で対象にいたしたいと思つております新規事業につきましては、非常にリスクがある、しかしながら、事業が成功した場合にはそれに対してハイリターンがあるというところが大きな特徴になつてゐるわけでございます。仰せのように、企業の資金調達の方法には銀行の借入れから普通株の発行、あるいは

は転換社債の発行等いろいろあるわけでございすが、私も今回特に新株引受権付社債、いわゆるワラント債をこの制度の基本に据えましたのには、この新株引受権付社債の特色がこの新規事業にふさわしいのではないかと考えているからでございます。

どういふことかと申しますと、まずこのワラント債というのは、社債の部分と新株の引受権の部分は独立をしてゐるわけでございまして、このワラント債を発行いたします企業が、その発行の時点で自分のニーズに合わせまして発行する社債と、それから、それに付随して発行されます新株についての発行比率とか、あるいは新株を取得し得る期間につきましては自由に決めることができるわけでございまして、社債の発行について非常に弾力的な条件設定が可能だといふことでございす。それからさらに、新株の引受権を社債の引受者が行使いたしますと、その時点でもまた企業には新しい資金調達が可能になってくるわけでございす。

一方、投資者の方から見ますと、社債の部分につきましては非常に安定的に定時償還を受けることができるわけでございすし、それからワラントの部分につきましては、事業が成功いたしました場合に、この新株引受権を行使するという形によりましてハイリターンを確保することができるといふことでございす。

したがいまして、これは発行いたします企業にとりましても発行上の妙味があるわけでございすし、また、これを引き受けます投資家にとりましても非常に妙味のある資産の運用手段といふことになるわけでございまして、これが一つのポイントでございます。

それから、ちょっと長くなりまして恐縮でございますけれども、今回のこの法律によります政策のもう一つの大事な柱として債務保証といふものを併用いたしておるわけでございすが、この債務保証の場合にも、そのワラントの部分に債務保証いたします産業基盤整備基金が取得をいたしま

すと、事業が成功した場合のいわば成功報酬が取得できるわけでございまして、これによりまして債務保証の保証料率を低くすることができるといふわけでございす。

したがいまして、この債務保証を申し出てまいります事業者にとりましても、その保証料の負担を比較的軽くする道も開けるということでございます。まして、これらを総合勘案いたしましてワラント債という道を選択したわけでございす。

○小野明君 ベンチャービジネスの設備投資のための資金調達方法というのは、大体一般金融機関からの借入れといふのが一番多いようでございます。それに続く内部留保などを加えますと、全資金の約九割ぐらゐるやうに聞いております。その一方で、ワラント債の利用率といふのは大変低いわけですね。このワラント債の今までの利用率が非常に低い理由をどういふふうに見ておられるか伺いたい。

また、この法律案によるワラント債は、社債発行限度枠の拡大、また私募債適格基準の例外扱い等の措置が講じられるんですが、これらの措置によつて利用率が上がると思われるのかどうか、政府の見解を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(児玉幸治君) 企業の資金調達の方法はさまざまございまして、ただいま先生お触れになりましたやうに、状況によりましては金融機関からの借り入れあるいは内部資金に依存する比率が合計で九〇%ぐらゐといふやうな例も確かにあるんだらうと思つてございす。

ところで、いわゆるワラント債がなぜ日本でこれまで余り使われてないかといふことでございすが、まず実績を見ますと、昨年度と一昨年度は国内ではゼロでございますけれども、六十一年度には一千億円のワラント債が国内で発行され、さらに六十年度までさかのぼりますと五百五十億円の発行実績があるわけでございす。しかしながら、このワラント債が国内で十分に使われないことにつきましては幾つか理由があるわけでございます。一つは、例えば発行限度につ

きましては、担保付社債とかあるいは転換社債、外債の場合に比べまして、このワラント債の場合には発行限度がこれらの場合の半分になつてゐるわけですね。言うなれば、それは商法の原則どおりの形になつておるもので、いざという場合に必要十分な資金調達の手段として使ひにくいといふことがあるわけでございす。

それから、我が国におきましては、これまで社債の発行といふのはいわば一流の大企業が発行するのが通例でございまして、証券市場におきましても、適格基準といふものによりましてかなり厳しいコントロールをした上で社債の発行が行われているわけでございす。これはある意味におきましては、いわゆる債権者の保護といふような配慮に基づいてのものでございまして、それはそれなりに理由があつたこととございすけれども、いずれにしても、そういった国内の資本市場の実態を踏まえまして、ワラント債がこれまで使われなかつたのもゆえなしとはしなかつたわけでございす。

そこで、新規事業に対してこのワラント債がうまく調和する制度だといひますと、何とかその部分を対応していかなければならないわけでございます。そこで私も考えましたのは、一つは、転換社債とかあるいは外債発行などと同じやうに、商法上の発行限度を認定を受けた新規事業については同じやうにしてみたい、つまり一般原則に比べて二倍の限度まで発行できるようにしたいといふことで、これもこの法律の中に商法の特例としてお願いしてゐるところでございす。

もう一つは、仮にそういうことで商法上の枠が高くなつたといひましても、実際に今資本市場で発行を認めていただけた状況にならなければならぬわけでございまして、そこで市場のいわゆる適格基準につきましては、この認定事業については弾力的に運用をさせていただくやうにお願いをしてゐるわけでございす。

それでは、弾力的に運用すればリスクの社債を

だれでもすぐ引き受けてくれるかというところ、そうはいらないわけでございます。そこで債務保証というものをこれにさらに加えて、これらの全体の施策をもちましてワラント債がこの法律に基づく認定事業につきましてはこれから使われるようになるんではないかと期待をいたして、このところでございます。

○小野明君 ワラント債と付与率との関係をお尋ねしたいのですが、ワラント債の付与率を社債の金額の範囲内で任意に設定するために、引き受け権の行使に伴って株式の希薄化現象が過大になるおそれがある場合には付与率を小さくできる。すなわち負債と自己資本の割合を調整できるのです。ベンチャービジネスの経営者は、経営権を握られるのを恐れるために、一対一の付与率では納得しないのではないのでしょうか。

そこで、政府はどの程度の付与率を念頭に置いておられるのでしょうか。

○政府委員(児玉幸治君) ワラント債の付与率に関するお尋ねでございます。

今回の私どもの考えております制度の中では、産業基金整備基金で行います債務保証の対象となるワラント債はいわゆる私債債の形で発行されるものでございまして、原則を申し上げれば、それは発行体と投資者との合意によりまして付与率が設定されるものでございます。

それで、現実には一体どんなことになっているかということでございますけれども、国内でこれまで発行されたワラント債、あるいは海外で発行されたワラント債等についてその実態を見ますと、おおむね一対一という程度のものが多いわけでございます。それに對しまして、ただいま御指摘のように、ベンチャービジネスの経営者といったしましては、金は欲しいけれども口は出してもらいたくないということはあるわけでございます。なるだけワラントの部分のいわゆる付与率というものを低くしたいという希望もあるわけでございますが、一方、ワラントの付与率を余り低くいたしますと、いわゆるワラント債の発行条件の

点ではだんだんうまみがなくなってくるわけでございます。まして、そこら辺のところは発行条件のうまみの話と、それから株主としての権利の行使とのバランスをどうとるかということになるわけでございます。いずれにいたしまして、もしあんまり付与率が低くなつてまいりますと、それはもうワラント債というよりは、だんだん一般の社債に性格が近くなつてくるわけでございます。投資者へのリターンの還元も十分には行い得ないことになるわけでございます。

したがって、この債務保証の認定をいたします場合に、まだ私どもといたしましては成案があるわけではございませんけれども、どうもやっぱり付与率につきましては下限を設ける必要があるのではないかと感じは持つておりまして、一つの考え方といたしましては、先ほども申し上げましたように、現実には一対一というのが多いわけでございますけれども、一対〇・五という水準を下回るようなことにはならないようにというのが例えは一つの考え方ではないかと考えているところでございます。

○小野明君 中小企業投資育成株式会社との関係についてお尋ねをいたしますが、この国会には新規事業法案とともに中小企業投資育成株式会社法の一部改正の法律案が提出されております。今回の改正では、中小企業の設立段階で発行される株式の引き受け、保有を投資育成会社の新規業務として追加をするものになっております。中小企業でかつ新規性の強い事業を行う場合に、本法と同法の二つの法律案による助成措置はどのように適用されていくのか、この法案と中小企業投資育成株式会社法との関連について伺います。

○政府委員(横田捷宏君) 今国会におきまして中小企業投資育成株式会社法の一部改正の審議もお願いいたしておるわけでございますけれども、一般的考え方といたしまして、中小企業施策、投資育成以外にも信用保証その他いろいろな制度があるわけでございますが、新規事業者が中小企業であります場合には、私どもといたしまして、ま

ず中小企業関係施策が優先的に検討されるべきではないか、それが受けられない場合あるいは十分な場合に本制度もあわせて適用してまいるといふ考え方でございます。

そういう点に立ちますと、今回のワラント債の発行、保証といひますものは本制度によつて初めて可能となりますのでございまして、この新規事業法でやつてまいらる。それに対して投資の方でございます。出資といひますか、今回の中小企業投資育成株式会社法では、従来は投資育成会社は原則として増資新株しか引き受けられなかつた、これが設立新株にも及ぶという形になりますので、ある意味ではこの法案で産業基金整備基金を活用してベンチャーキャピタルをつくらうという考え方との調整が問題になるわけでございます。この際、先ほど申し上げましたように、投資育成会社の出資が受けられる場合、投資育成会社は既に民間機関でございますので投資育成会社は判断にまつわけでありまして、その際には新規事業法による出資に先んじて中小企業投資育成会社の活用を図る、投資育成会社の出資では不十分な場合にはこれとあわせて新規事業法による出資の活用についても検討してまいりたい、こういう連携を考えておるところでございます。

○小野明君 リスクファイナンスの実効性についてお尋ねいたします。

新規事業の分野が通産省所管のものに限定された点に關して、衆議院の商工委員会における産業政策局長の答弁では、広く政府内各省と相談をしたが、非常に新しい制度であり、とりあえずのところ他省庁から一枚乗ろうという感じはない、こういう答弁がされております。他省庁の態度からすると、この法律案による新規事業が軌道に乗るのは難しいのではないかと。政府は、この法案によるリスクファイナンスが予想どおり運営されるようになるんだ、そういうことが言い切れるのでしょうか、それをお尋ねしたい。

○政府委員(児玉幸治君) 確かに今回の特定新規事業実施円滑化臨時措置法では、特定新規事業と

いうのは「通産産業省の所掌に係るもの」という限定がついておるわけでございます。

衆議院の商工委員会でもお答えを申し上げたところでございますけれども、およそ政府提出の法案を国会にお願いするまでには政府内各省の關係各省の間で意見交換が行われるわけでございます。その結果が今のような形にまわつておるわけでございますけれども、ほかの省がこれを用まいかなと思つておるからこの法案に乗つてこないというふうなことにつきましては、率直に申し上げまして、一体本当はどういう気持ちかというのはいふことがないわけでございます。

ただ、この法案の協議をいたしました過程では、いずれの省も非常にこの制度には関心は持つていたわけでございますけれども、例えば物の分野について申し上げます。それからサービスについてもやはり私どもの所管の範囲が非常に広いわけでございます。まして、とりあえずはこういうことで始めさせていただきます。いづれこの法律と一緒に事業を実施していきたいという御意向があるときには、私どもとしましてはいつでもこれはオープンにというふうにしておりまして、また別な形で別な制度ができるという場合には、そのことと自身も、またそれぞれの事業の性質によつてあるいは仕組みも違う可能性もございまして、それとも歓迎をするというふうな気持ちで対応をしてきたところでございます。

うまいかなという点でございますけれども、先ほどもちよつと触れましたいろいろなアンケート調査をやつてきたわけでございますけれども、そのアンケート調査によりますと、調査対象になりました企業のほぼ半数近くの人たちが、こういう仕組みができた場合にはその仕組みをぜひ利用したいということをお望み表明いたしておりますので、私どもといたしましては、十分この制度が役に立つ制度になるのではないかと考えているところでございます。

○小野明君 事業者の株式の公開についてお尋ねいたしますが、この制度においては、ワラント債を購入した投資者に対しては、新規事業のリスク負担の見返りとして当該事業者の株式公開によるキャピタルゲインを還元することとしております。しかし、日本の場合には事業が成功しても事業者はなかなか株式公開をしたがりませんね。

やっぱり年数にしても日本の場合十五年から二十年というような年数がかかっておる様に思いますが、この制度では成功した事業者にどのようなようにして株式公開をさせるおつもりでしょうか。

○政府委員(横田達宏君) 御指摘のとおり、この制度を活用いたしまして企業が成長した時に早期に株式の公開と、店頭がまずは最初になると思えますけれども、行われるというのが大変大事であるというのは御指摘のとおりでございます。そういう意味で、私もこの制度を運営してまいります際に、今御指摘の点につきましては契約を活用することによってその円滑な公開を担保できるようにしてまいりたいと考えております。

具体的には社債を発行いたします際に、その社債を保証することになります産業基盤整備基金、ここが社債を発行いたします会社との間で保証委託契約を締結するわけでありませうけれども、将来株式公開基準を満たしている場合には株式公開を必ず行うという約定をせしめようということでございます。また、約定いたしましたとしても、それに違反して店頭登録基準に達しておるのになかなか公開していただけないという場合もあるかもしれません。そういった場合には、産業基盤整備基金が保証いたします新株引受権、この新株引受権を会社のオーナー株主あるいは親会社が適切な評価をした時価ということで、その時価を一定限度上回る価格で買い取っていただく、こういうこともあわせて約定しておきたい、こういうことで現在産業基盤整備基金の運営方法を検討いたしておるところでございます。

○小野明君 産業基盤整備基金のファンドについてお尋ねいたしますが、ワラント債の保証に当た

る産業基盤整備基金、これは比較的风险性の高い新規事業についてリスク負担をするということになるんですが、基金の支払いファンドは大丈夫なんですかね。

○政府委員(横田達宏君) 産業基盤整備基金にはこれまでの累積いたしました保証用の基金も産業基盤整備基金の事業全体のために二百億程度のものがあるわけでございますが、新法に基づきまして産業基盤整備基金がワラント債の発行についての保証を行う。この際の保証の方法につきましても、基本的には収支相償と申しますか、事故率等、最新のデータを利用、想定いたしまして保証債務を実行せにやいかぬ、そういう保証代位にかかわります投資者への支払い額、これと保証料収入とがバランスをするといったような考え方で保証料率を設定してまいらるということでもございまして、今の御心配の点は大丈夫と考えております。

○小野明君 規制緩和との関係についてお尋ねをいたします。

アメリカと我が国の違いに政府規制に大きな差があると思います。行政規制がすべて必要ないとはなかなか言えないところでしょうが、意味のない規制も結構多いように思います。この点についてアメリカを中心に我が国に対する規制の見直しの要請が相次いでおるところであります。ニュービジネスの本質が変化する需要を素早くキャッチして対応するというのを考えますと、この法案の提出とあわせて役人の規制好きを改めることが必要ではないか、不可欠ではないか。その点についてお考えを承ります。

○政府委員(児玉幸治君) 規制緩和の点につきましては、私もこれから先新規事業をやっていく場合に非常に大切なファクターなんではないかなと思っておりますのでございまして。実は今回この法律でお願いをいたしておりますこと自身が、例えば社債の発行限度の引き上げにいたしましても、適債基準の弾力的運用にいたしましても、それ自身実は規制の緩和でございまして、そういう

た方法を通じてまして新規事業のバックアップをいたしたいと考えているところでございます。

一方、海外からも我が国に対してはサービス業の分野での規制緩和についていろいろな要請があるわけでございます。その一環といたしましては、金融とか保険とかといった分野におきまして、一層のデイレギュレーションの話もございまして、これはそれぞれの関係の省、あるいは関係の業界の方において鋭意取り組んでおられるところでもございまして。また、もう少し長い目で見ますと、そういった流れもまた踏まえながら、商法の改正問題というものも別途法制審議会商法部会において検討が行われておるわけでございます。

私どももいたしましては、こういった一連の動きに十分注目をいたしまして、新規事業が滞りなく発展してまいりますよう、一層デイレギュレーションにつきましましては力を払ってまいりたいと考えております。

○小野明君 この制度における人材面の支援についてお尋ねいたします。

ベンチャービジネスにとって成功の三要素というのは人、物、金、これが折に触れて説かれるわけでありまして。小さい企業にとつては、いずれも手に入りにくい経営資源であります。今回、この法案によって資金面での助成は手当てされておりますが、他の点については対応がない。この点を補強しない限り、ベンチャービジネスが育つて将来の日本を支えるところまではとてもなりそうもないと考えられますが、この点について政府は対応策を準備されるのかどうか、伺います。

そこで、今回お願いをしております法律案におきましては、産業基盤整備基金にこの法律に基づきまして幾つかの新しい仕事の追加をいたしますようにお願いしておるわけでございますけれども、その第六条の第三号というところに、「特定新規事業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと」というのが一つ特に設けられております。

私どもは資金供給とあわせて、例えば事業のパートナーのあつせんでございますとか、さらにはそれぞれの分野についていろいろな判断をしていただくための専門家の紹介をする、こういったようなことを考えているところでございまして。殊に中小企業者が新規事業に取り組みます場合には、いろいろな分野で経営資源の不足がネックになる可能性が高いわけでございますので、具体的には次のような形で中堅中小企業に対する対応を進めてまいりたいと思っております。

まず、パートナーの募集あるいは関心事業分野に関する情報でございますけれども、新規事業を行いたいと思っている人に対しては、そういう事業を新しく始めるためのシーズ、あるいはそういう経営資源を有するパートナーがどこにいるのか、どういう人がいるのかといったようなことにつきましましての情報を提供したいと思っております。また、新規事業へ進出をしたいというのかということがあるわけでございますが、おのれの関心を有する新規事業分野につきましても、これまた産業基盤整備基金で情報を受けつけまして、これを登録しておる。したがって、新規事業をやりたいと思っている人、あるいは片方には事業のシーズを持つている人あるいは経営資源のある人というふうなもの、情報のあつせんがございます。これらを提供可能なようになく情報のあつせんをいたしまして、新規事業の実施に伴って不足いたします経営資源を補完してまいりたいと思っております。

そのほかにも、先ほども触れましたが、やはり

中堅中小企業の場合には、実際の事業化に際しまして技術あるいはマーケティング等専門的な分野についての知見を有する方々の意見を聞きたいということもあるわけでございますので、そういった点でも専門家に情報を提供してそのニーズに応じたいと考えておるところでございます。

○小野明君 地方企業の認定申請に対する配慮についてお尋ねをいたします。

重厚長大の大手企業に寄りかかって生きてきた多くの中小下請企業に今自立の機運が高まってきているように思われます。つまり経営基盤の再構築を目指して長年の一品料理の受注生産によって培った技術力を足場にハイテク化、ソフト分野へ踏み出そうとしておられるようであります。とりわけこうした動きがテクノポリス地域において出始めておりますが、地方企業が本法適用の申請に際して行います数々の手続について、遠隔地にあるために不便を強いられることがないように、本法による申請手続等の受付窓口、この準備体制を整える必要があるのではないか。わざわざ上京しなくてもいいようにできないものかどうか、その点について伺います。

○政府委員(児玉幸治君) これから先行われますさまざまな新規事業の立地というものは、やはり日本の多極分散型の産業発展にうまく沿うような形で進んでいくことが期待されるわけでございまして、むしろいろいろな新しいタイプの事業がそれぞれの地域で起きてくることを私もとしましては大いに歓迎しているところでございます。その際、私もやはりよく考えなくちゃならないなと思っております。せっかくの制度がもしでき上がりました場合に、その制度について十分各地域の方々に御理解をさせていただくようにすることが第一でございますが、第二点目には、ただいまお話もございましたように、せっかく地域の事業者が新規事業に取りかかろうというときに、しよっちゅう地域と東京との間を往復しないと話がちっとも進まないというふうなことで困るわけでございまして、その辺につきましては、

ぜひとも事業者の負担を軽減するためにいろいろな工夫をしなければならぬと思っております。その一つの考え方は、地方通産局の活用でございますが、この七月からは地方の通産局も名称変更いたしますし、また組織につきましても、地域問題により一層取り組みがますますよくなるように体制の整備を進めるわけでございます。

そういった一連の動きの中で、この法律に基づきます申請手続につきましても、地方の通産局の機能を最大限に活用することによりまして、先生の御指摘の点にもぜひ沿うように頑張つてまいりたいと思っております。

○小野明君 特に北九州あたりもそういった傾向が非常に出ておりますので配慮いただきたいと思っております。

次に、産業基盤整備基金の情報提供事業の内容についてお尋ねをいたします。

産業基盤整備基金の行う業務の中で「特定新規事業に関する情報の収集、整理及び提供を行う」というふうなことでございまして、これは具体的にどの程度のものをどういった方法で集め、どのようにして提供するのか、また、その提供の料金はどの程度のものになるのでしょうか、伺います。

○政府委員(横田捷宏君) 先ほど児玉局長がお答え申し上げたことと一部重複するかもしれませんが、まず基金の行います情報提供事業でございますが、新規事業をこれから行おうといたします事業者に対して、次の三つの支援を行う予定でございます。

一つは、すぐれた事業のシーズ、事業の芽あるいはその企画を入手する、これを提供する。二番目は、事業に必要なパートナーが確保できるように支援をする。三番目は、事業化に先立ちます事業の検討、評価、こういった面で必要な専門的知見の入手ということにつきまして支援を申し上げたい、こういうことでございまして、御指摘の産業基盤整備基金におきましては、広く事業者

等からこのような情報につきまして登録を行うというところでございます。これをデータベース化いたしまして、中には大変秘密の情報もあるわけでございますが、秘密管理も十分図りながら、多様な検索メニューを用意いたしまして効率的な利用が図られるようにしてまいりたいと思っております。

このため、予算面でも基金に對しまして本年度二千七百五十万円という金額でございすけれども、事業の二分の一補助でデータベースの構築を支援してまいりたいと思っております。

このように登録整理された情報につきましては、そのネットワークのもとに広く活用されましよう、関係事業者団体、先ほどの通産局はもとよりでございますが、商工会議所あるいはニュービジネス協会、関係事業者団体等々へのPR、周知も図りながら、また既に技術情報の提供という面では先行的にスタートいたしておりますテクノマートのネットワーク等も活用いたしながら、新規事業を願う方々とそれを支援する方々等との結びつき、お見合いを積極的に促進してまいりたいと思っております。

それから、利用料金でございますが、この点はまだ詳細検討中でございます。しかし、考え方としては、先ほど来申し上げておりますように、中堅中小企業にも十分利用できるような低価格の設定、これを基金の収支相償の考え方のもとでどうするかということも現在詰めておるところでございます。

○小野明君 産業基盤整備基金の行います今の情報サービスの問題ですが、地域の企業への配慮です。さらに遠隔地の企業にとつて産業基盤整備基金の行う情報サービスというのが基金の所在地である東京と同じ条件で利用し得るための体制を整備すべきである、このように思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(横田捷宏君) 御指摘のとおり、基金の情報自体の利用料金、これにつきましては、地方と東京は同一にできるように検討いたしております。

すが、ただ、この情報の提供がいわゆる公衆通信回線等を使います際には、その遠近格差の問題、これは残るわけであります。そういう制限はございますけれども、料金の適正な設定、さらには地方の利用者の便宜を図るという意味で、情報サービスのやり方の面でも、例えば基金によりまして代行検索、電話あるいは郵便で基金に對しまして希望する情報を申し入れますと、これは基金がかわつて検索提供するという、こういう代行検索の制度を設ける、あるいは必要に応じて地方にも開放端末、関心のある事業者の方々がだれでもアクセスできるような端末の設置も行いたい。この際、先ほど申し上げましたテクノマートのネットワークも十分活用してまいりたいと思っております。

○小野明君 最後に、大臣にお尋ねしておきますが、この制度全体として地域の中小企業へ配慮を願いたいと思うんですが、強調しておきたいところなんですが、中小企業、特に地域の中小企業に對して制度全体を利用しやすく、かつ制度の周知徹底を図るべきではないか、この点に關して大臣の所見を承つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(橋山静六君) この法律案は新規事業のアイデアやチャレンジ精神に富んでいるが、資金と情報の両面でハンディの大きい中堅中小企業等の新規事業を円滑化しようとするものでございまして、この意味で、御指摘はまさに正鵠を得たものでございます。中小企業、とりわけ地域の中堅企業が十分利用できるようなことでは困りますので、仏つて魂入れずにならないように事務当局を初め関係者に徹底するとともに、私自身も万全の配慮をしていく所存でございます。

○委員長(宮澤弘君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時一分開会

○委員長(宮澤弘治) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、特定新規事業実施円滑化臨時措置法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○伏見康治君 腰を痛めておりますので、申しわけありませんが、座ったまま質問させていただきます。お許しください。

前半はただいま言われました長い名前の法律についての質問をいたしたいと思いますが、後半はもう少し広い通産関係の質問をいたしたいと思ひます。

この法律の名前に新規性という言葉が出てまいりますが、私はこれを創造性と理解したいと思ひますが、つまり今までなかったもの、新しいものを生み出すということだと思ひますが、この創造性というものが日本人は極めて乏しいと言われているわけでございます。人まねは極めて上手なんですけれども、人にまねをさせるということはどうも下手なようでございます。それはいろんな理由がもちろんあると思ひますが、日本人の創造性の欠如というのは、日本人個々の人間の頭脳生理的な意味で欠陥があるというふうには考えません。そういう意味での創造性は日本人はいつぱい持っていると思ひます。ただ、日本の社会構造のようなものがせつかく出た創造性を育てるようになってきていない。専ら寄つてたかつて新しいものをつぶすという、つまり出るくいは打たれる式に創造性をつぶしてしまうという社会のように私は思ひます。

そういう風土の中で新規性を持った、創造性を持ったものを育てるということは大変難しいことだと思ひますが、大臣としてはそれに対してどういう哲学をお持ちなのか、ひとつ伺いたしたいと思ひます。

○国務大臣(橋山静六君) 先生御指摘のとおり、確かに我が国は、生い立ちというか、これがヨーロッパのような騎馬民族と違ひまして、農耕民族というか、農耕社会というか、こういうものが意

識の中にありますし、それから単一民族で絶えず一家中心というか、帰属団体主義のそういう中で育つたものでございますから、これどちらが先か後かは別といたしまして、仏教や儒教等から来るいい意味での和をもつてどうとしますかという、そういう価値観がありますので、やもすれば、そういう意味では独創性とか創造性、世の中を壊して新しくつくり上げるといふような風潮というか、社会観念は極めて薄かったのではないかといい気がいたします。それはそれなりである意味で日本のすばらしい民族性が保たれたということもありましようけれども、この法案について今先生が御指摘になつた新規性というものはなくて創造性、こういうものを進めるにいま一欠けるところがあるのではないかなという感じは、確かに私らの年代までの方々は全部一様にこれ体験してきた社会でもあるわけでありまして。しかしながら、戦後の社会をよく見てみますと、人間というのは環境の動物でございますから、やはり欧米先進国に追いつくというタツタアップの精神がやがてアメリカ、ヨーロッパによりやく追いついてきたというところになって、これからどうするということになりますと、特に通産省なんか技術立国論を言う、さらに基礎的な技術の分野を広げていこうというのは、これはまさに独創以外の何物でもないはずでございます。

私はよく見たことがないからわからないんですが、私たちの子供、赤ん坊で産まれるときは手を握つて産まれてきた、こう言われるんですが、今の赤ちゃんはこう手を開いて産まれてくるというんですが、開放的になつたというか、その意味では独創的なものを新たにつかみ取るという、どちらかという、前はきつとやって今までのものをつかんでいさえすればいいという、それが、これは女性がおいでになりますから専門家の方に聞くんですが、何か見たことではないんですが、赤ちゃんも最近手を開いて産まれるようになったというんですから、その意味では開放性というか、創造性というか、そういうものが知らず知らずの

間に育つてきたのではないかといい気がいたしますので、今までの隣接連ちやわしや腹が立つといつてお互いに足を引っ張るのではなく、押し立てていく。その意味では打ち上げ方式というか、独創性が生まれてくる風が出てまいりますし、こういう法案が現実には中小企業や地域にそれぞれ啓蒙をし宣伝をされることによってそういうものが知らず知らずに意識の中に高まっていくならば、日本のこれからの生きるいわば技術立国と言われべき独創性、こういうものを培う大変な土壌になるという気がいたしますので、この法案に特に意識を持って努めてまいりたいと考えております。

○伏見康治君 大臣、大変豊富な哲学をありがとうございます。

ただ、今通産省は非常に独創的ないろいろなことを考えるという、私もそう思ひますけれども、しかし一般論といたしましては、役所というものは決まり切つたことをやるのが普通でございますので、それに比べて民間の会社の方はやっぱり生きるか死ぬかの瀬戸際ですから、せめぎ合ひでもって新しいものを生み出すという能力が民間の会社の方にはおのずから備わっているような感じがいたします。そうすると、こういうつまり新規性のある事業を進めるといふのは、お役所がやるよりも民間に任せたいのではないかといい感じがいたします。その点どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(児玉幸治君) 新しい事業を実際につくり出し、それを事業化していくリーダーシップとかイニシアチブ、こういったものは、先生御指摘のとおり、まさに民間にあるわけでございます。しかしながら、新規の事業と一口に申ししましてもいろいろなものがあるわけございまして、つまりリスクの高さとか先行きの不安についての問題でございますけれども、非常に新しいもので皆さんの役に立つものであつて、しかも事業化の容易なものというのであれば、これはもうほつておきましてほとんど事業化が進んでいくわけ

でございます。それから非常に難しいものにつきましては、いずれかの日に技術的な問題等が解決されれば新しい事業は生まれていくわけでございまして、その中間のところに、やはりこれから二十一世紀に向かって日本の産業に新しい芽を育てる業構造の変革の引き金にしたい、しかも雇用の機会もそれによってつくつていきたい、しかしながら、リスクが大きくてなかなかいまいち思い切つて踏み切ることができないというような分野があるわけでございます。したがって、今回お願いいたしておりますこの法律案というのは、決して国が先に立つて手出しをしようというふうな考え方ではございませんので、今申し上げましたような、ちょうどこの中間的な領域で企業のリーダーシップで一步踏み出そうとする、その一步踏み出すのにややためらいがある、そのためらいがある場合の環境の整備をお手伝いをさせていただいて、それによって企業自身のリーダーシップが発揮しやすいようにしたいというのが政府のねらいでございます。

○伏見康治君 つまり創造性を持ったイニシアチブそれ自身は民間の方々に期待する、それがただ育たないところを援助して育ててやろうという、そういう御趣旨であると理解します。

ですが、同時に、そういう補助をしなくても、現実の問題として新しい産業がどんどん起こつていろいろ新しいアイデアがあつて、それを大企業の中で育てることもあるし、子会社のようなものをつくつて育てることもあるし、それから、私の知つての限りでは、町の発明家のような方々が新しいアイデアを大きな会社へ売り込みに行つて、それを拾い上げて育てるといったようなことも現実には行われているように私は思ひますが、そういうものに対して今度のお役所の努力がどのくらいプラスになるか、あるいは民間だけではやり切れないところのどの辺のところをうまく救うことができるか、どういふふうにお考えになりますでしょうか。

○政府委員(児玉幸治君) いわゆる新規事業のスタートにつきましては、今伏見先生御指摘のような現象も確かにたくさんあるわけでございます。ただ、大企業で行います新規事業と言われるものが、必ずしも先ほど先生のおっしゃったような創造性とかというものがばかりではなくて、リストラクチャリングというふうな言葉が最近はやっておりますけれども、今まで自分がやっていなかった事業に進出していくということでは、実は全体を見渡しますと、ほかにはだれかやっていない人もいたわけですが、当該大企業としてはやっていなかった、そういう人が新しい分野に出るというふうなケースもあるわけでございます。もちろんそれだけではなくて、非常に新しい事業を始める場合もあるわけでございますから、そういったことを私は否定するつもりもございません。

それから、町の発明家が大企業にその技術を持って、それが事業化されるというケースも過去になかったわけではないと思うわけでございますけれども、それらはやはりしよせんその大企業から大企業の中で自分の受け皿で引き受けることができる範囲内に限られているわけでございまして、町の発明家あるいはその少し上で中小企業で自分で新しい技術を開発したというふうな場合に、できればやはり自分でその事業は起こしたいと思う人もこれまたたくさんいるわけでございまして、やはりそういった人たちにしてお手伝いをする道というのは、率直に申しまして今までは欠けていたんじゃないかと思うわけでござい

ます。そこで、創造性とか新規性といったものを踏まえて、リスクがあっても新しい事業を進めたいと言われる方がある場合には、そこを何とかお手伝いをするというのがこの法案の位置づけであらうかと思っております。

○伏見康治君 そこで、新しいアイデアを持った人の仕事を育て上げるという意味で、いわば金融的な便宜を図ってやるということであると思うんですが、ただ、お金を出すという意味合いから申

しますというところ、通産省でなくて大蔵省でもいいんじゃないかという感じがいたします。大蔵省がただ銀行に対していろいろな規制を加えているのを、その規制を緩めるようなことによってお金を貸して、たやすく発明家がお金を借りられるようにすればいいんじゃないかという感じもいたします。通産省がやるということの意味はどこにあるんでしょうか。

○政府委員(児玉幸治君) ただいまの先生のお尋ねの通産省がお金を出すという点は、実はこの政策のねらいはそこにはないわけでございまして、むしろ最近におきます金融調達の自由化の中で、企業にとりましては資金調達の手段というのは随分多様になってきておりまして、通常の事業活動でございまして、いろいろな形で資金調達ができるようにだんだんなっております。また、中小企業につきましては中小企業なりのさまざまな制度が整ってきていてございまして、問題は新規事業のようなリスクが高くて先行きのよくわからない事業にお金が本当に回っていくかどうかということとございまして、今回お願いをしております。この債務保証自身は別に国の補助金ではなくて、収支が相償うように運営する制度なんでござい

ますけれども、債務保証という制度を使ってそのリスクをカバーすることによりまして、民間のお金が民間の事業に流れる、民間から民間へ資金が流れるのができるだけスムーズにいくようにという工夫をしようというのがねらいでござい

ます。○伏見康治君 そういうことだと思っておりますが、通産省が予算を取ってやるわけじゃないとは思いますが、既存の開発銀行とかいろいろなものを利用してなさるんだらうと思

は大蔵省がやっているというのはそのとおりでござい

○伏見康治君 いえ、私は通産省が余計なことをしていると言ったようなつもりはさらさらないん

○伏見康治君 いえ、私は通産省が余計なことをしていると言ったようなつもりはさらさらないん

○伏見康治君 いえ、私は通産省が余計なことをしていると言ったようなつもりはさらさらないん

○政府委員(横田捷宏君) 先生御指摘のとおり、近年におきましてベンチャービジネスが日本で相当な勢いで起こり、しかしながら相次いで倒産する事例ということがあったわけでござい

○政府委員(横田捷宏君) 先生御指摘のとおり、近年におきましてベンチャービジネスが日本で相当な勢いで起こり、しかしながら相次いで倒産する事例ということがあったわけでござい

○政府委員(横田捷宏君) 先生御指摘のとおり、近年におきましてベンチャービジネスが日本で相当な勢いで起こり、しかしながら相次いで倒産する事例ということがあったわけでござい

という分類でございます。

○伏見康治君 よくわからなかったんですが、結局ベンチャービジネスが長持ちをするように世話をしてくれるということなんですか。それとも、むしろ資本主義の鉄則でつぶれるもののはほとんどつぶれていくということなんですか。どちらなんですか。

○政府委員(児玉幸治君) どんな企業でも、非常に苦勞してつくりました創造的な技術を事業化していくという場合には、できるだけ成功、発展をしてもいいわけでございます。とりわけこの法律の対象になりますような事業につきましても、何となくリスクがあつて足踏みをしたくなるようなところを、これをきつかけにして出ていくわけでございますから、できるだけ成功してもらいたいわけですが、じゃ、何か経営についておかしなことになった、あるいはなりそうだとおききに、政府自身がそれについて突っかい棒を何か当てることのできるかと申しますと、これはしよせんは無理があると考えます。

しかしながら、そこは無理だといつたとしても、やはり他山の石、前車のわだちということでございますけれども、やはり経営者いろいろな心がけの上でも気をつけてもらえば、そういう事態は防げるような場合というのがたくさんあるわけでございます。ただいまもお答え申し上げましたような中小企業白書の中でのいわば失敗例のデータベースと申しますか、こういうことがあるとおかしくなるんだというふうな情報というものも、その後もまたいろいろな蓄積があるわけでございます。そういうものをまた産業基盤整備基金あたりでも蓄積をいたしまして、企業の経営者の方々に頭に入れたがら経営に当たつていただく。私もまた、一度この法律で債務保証を通して後全く見も知らぬということではなくて、やはり企業の動向につきましても、常々気をつけて様子を見ていく必要があるんじゃないかと考えております。

○伏見康治君 今度のベンチャービジネスを育て

るということについて、スケール、中小企業とか大企業とかいうような意味のスケールですね、そのスケールについての何か基準的なものを考えておられるかどうか。

○政府委員(児玉幸治君) 法律上の施策の対象といたします企業については、そのスケールと申しましうか、企業の規模によりまして格別の區別は設けていないわけでございます。ただ、大きな企業、非常に多分野にわたつて事業活動を行つております大企業の場合には、新しい事業が始まるといたしまして、大抵の場合にはそのリスクも大きな企業の規模の中に吸収いたしまして独自にやつていくケースが多いわけでございますので、実際問題といたしましては、この法律で私どもが対象になると期待いたしておりますのは、やはり中堅中小企業の分野でございます。

ただ、特にスケールについて規定をいたしております。それは、やはり大企業の場合にも、実はいろいろな実態調査をしてみましたところ、新しい事業のシーズは持つておりましても、さまざま事情から自分の企業としてはそれを事業化する気持ちがない、しかるべき対象の人があればむしろそちらの方にその技術は移転をしてもいいと、こういうようなケースもあるわけでございます。したがって、そういう新しい事業のシーズをうまく事業をやりたいと思つて人に回していくというふうなことも含めまして、全体としては余り企業規模による差を設けないで、要は新規の事業といたしてどこで絞りを設けて政策を展開していくのが一番実態に合うのではないかと考えているところでございます。

○伏見康治君 もう一つ伺いますが、そういう事業を起す場所ですね、近ごろは何でも東京に集中して一極集中とかいつて困つていくわけですが、何か地方に分散してそういうことをやるといったような意識はありますか、ないんですか。

○政府委員(児玉幸治君) これはこの法律の中に地域分散というふうな特別の規定を設けていくわけではございませんけれども、御案内のように、

政府全体の方針というのが多極分散型の経済発展を目指そうとしていくわけでもございまして、また通産省自身も、政策の一つの大きな重点というのは、そういう線に沿いました地域経済の振興であるいは活性化というところにあるわけでございます。したがって、この新しい制度につきましても、やはり地域における中堅中小企業の事業の振興といった点に特に政策的な重点は置きたいと思つておりまして、そのためにこの制度に対するPRあるいはこの制度を利用していただく場合のさまざまな手続につきましても、できる限りの御便宜を計らうような工夫をいたしてまいりたいと考えております。

○伏見康治君 もう一つ伺いたいのは、法文の中に通産省の取り扱う分野というふうに限定されていたと思うんですが、近ごろバイオバイオでもってお魚とか果物とかいろいろなものについて新機械が生まれてくるようございしますが、そういうバイオ関係のことはこの法律ではカバーしないんですか、その点を伺います。

○政府委員(児玉幸治君) まず法文上のことから申し上げますと、あくまでも通産省の所掌に属する事業が対象でございます。ただ、今伏見先生お尋ねのバイオというのは例としてお挙げになつたんだと思いますが、このバイオテクノロジーというのも非常に広い内容を持つていて言葉でございまして、私も思いますには、この中にも、ただいまちよつと御指摘のございました食品等でございますとあるいは農水省ということでございますけれども、私どもの方でも、例えばバイオリアクターでございますとかバイオコンビューターとか、先々どういふ中身のものになるかわかりませんが、やはりバイオに関係のあるものはあるわけでございます。したがって、それぞれの所掌に応じてやっていくということでございます。

とりあえず、それじゃ食品なんかが出てきたら、つまりよその省のものが出来た場合はどうするかということでございますが、他省の所管であ

るものが明らかなものにつきましては、この法律では当面は実施ができないということでございすけれども、本案を国会に提案する過程で各省協議がございましたときには、このような物の考え方につきましては多くの省が非常に関心も示しているところでございます。したがって、今先生御指摘のようなプロジェクトについて、やはりこういったサポートがなければうまくいかないというふうな見通しが立ちました場合には、それぞれの省であるいはこの法律に一緒に入つて同じようなスキームでやりたいというお話が出てくるか、あるいは独自に何らかのそれにふさわしい仕組みをお考えになるかということにならうと思つてございす。

いずれにいたしましても、私どもはこの仕組み自身はどういふ方の御利用につきましてもオープンでまいりたいと思つておりまして、そういう事態が参りましたときには積極的にこの制度の御活用をいただきますように、大いにオープンマインドで検討させていただければと思つております。

○伏見康治君 でされば、農林水産省もこういう法律をおつくりになればいいんですか。

また、新規性についてあるいは創造性についてちよつと哲学的なことを伺いたんですが、日本人の新規というものの概念がございまして、日本の中では新しい、しかし種はどか外国にあるという場合がしばしばあるんでございまして、そういうのは新規性の中に入るんでしうか、入らないんでしうか。

○政府委員(児玉幸治君) 本邦初演という、確かに日本が発展途上国の段階から先進国に迫つていくという段階におきましてはその種の考え方がございまして、政策の中にも、例えば国産一号機ですね、国産一号機については大いに応援をしようというふうな発想もあつたことは、これは事実でございます。しかし、今回のこの法案の中での新規性というのは、そういう国産一号であれ

ばいいというような発想でないわけでございますが、やはり私どもは万邦における新規性でもいいまいしょうか、一応普通に専門家の皆さんがごらんになって、これは新しいと思われるようなものを新規のものと考えたいと思っております。

ただ、それは申ししても、そこを余り厳密に申しますと、例えば特許権の場合のように、審査官を動員し、世界の各国の特許庁と全部連絡をとってというふうなことになるわけでございます。そこで、厳密にやるわけにはまいらないと思っておりますが、少なくとも専門家の皆さん方からの御意見を聞きまして、日本の国境の枠を越えたところで、これは新しいものだということを対象にしていきたいと考えております。

○伏見康治君 それから、法案の中に情報提供業務というのがございますが、その内容はどのようなことなんでしょうか。

○政府委員(横田隆宏君) 情報提供業務は、新規事業の実施あるいはその推進に関連いたしました。産業基盤整備基金におきまして実施させようということでございますが、具体的な情報の種類といたしましては、新規事業のシーズに関する情報、この収集と提供、またそういった新規事業等々に関心を持っておられる方々からの関心事業分野の情報の収集と登録、提供、さらにはパートナー、こういう新しい事業ができたならばパートナーとしてなつてもいいですよ、これは非常に関心が高いということがアンケート調査等でもわかっておるわけでございますが、そういったパートナー情報、さらには事業実施の各段階におきまして技術面あるいはマーケティング面、それぞれの専門家の方々の情報の登録、提供、こういったことを産業基盤整備基金を通じて実施させるという考え方でございます。

○伏見康治君 それに関連してちょっと伺います。発明家というのでなくて、いわゆる企業家というのにアントナールというのがありますね、そういう方が企画を立ててこへ持ち込んでくればいいわけで、御自分が何か種を持っている、

育てるべき技術の種を持っているということは必ずしも必要はないと考えていいんでしょうか。

○政府委員(横田隆宏君) 御指摘のとおりでございます。発明家等々で技術の種を持っている人は持っている人で、基盤整備基金にアプローチされる、そういったものを活用して事業化をし、あるいはパートナーとしてやっていくという方々もこの場で一緒に出会うの場を見つけることができ、こう考えております。

○伏見康治君 それから、この話がやりまして似たような話が殺到してきたらどうなさるのでしょうか。

○政府委員(児玉幸治君) ぜひいろんなプロジェクトが殺到してきてもらいたいと思うわけでございますが、全く同じものが一緒に出てくることはいまあるかどうかです。現実にはなかなかそういうことはないんではないかと思っておりますけれども、仮に考えておられます市場なり何なりが非常に似たようなもの、プロセスは違っても似たようなものというふうなものが出てきます場合には、やはり今回の事業の認定をいたします場合に、事業の実施がうまくいくかどうかといういわゆる経営上の観点なんかも考えなくちゃいけないということになっておりますので、その辺をも考えながら、具体的なケースに即して対応していかなければならぬと思っております。したがって、これもまた特許の例を引いて恐縮でございますけれども、単純に先願、後願というふうなことで非常に形式的にばんと割り切ることもあるいはできるケースもあるかもしれませんが、実際には必ずしもそうもいかない場合もあるかもしれませんので、そこら辺のところは、またケースに即していい解決ができますように頑張つて努力をしてみたいと思っております。

○伏見康治君 何か判定委員会みたいなものをつくりになる必要が出てくる。

法律に關しましてはそのくらいで終わりたいと思います。あと、私は昔から原子力の推進役を買って出て

まいりましたので、原子力に関連して少し御質問を申し上げたいと思います。

福島第二原子力発電所三号機の再循環ポンプが壊れて大分物議を醸したわけでございますが、その経緯をちょっと御説明願いたいと思えます。

○政府委員(向澤一郎君) お答え申し上げます。御承知のとおり、一月一日に原子炉再循環ポンプの振動が上昇をいたしました。警報が鳴つたわけでございます。それで出力を下げましたところ、振動は警報レベル以下になった。不安定な状態でございますが、そういう状況であつたわけでございます。

○伏見康治君 非常に組織立つて対応策をやっておられると信じますが、結局、今のところはただ原子炉をとめてあるという状況であつて、中を開いて見るということもしていないわけですか。

○政府委員(向澤一郎君) お答え申し上げます。損傷いたしましたものを各部今鋭意点検をしていて、このことでございまして、破損しました羽根車、これはもう全部回収しております。それからボルトが五本あるわけでございますが、これも回収しておりますが、座金、それから金属小片といたしまして、これにつきましては徹底的に中をきれいにしようということで現在やっているわけでございます。燃料集合体についておりま

す小さなものでも十分洗つて問題のないようにということで、鋭意洗浄その他やっているわけでございます。

○伏見康治君 中に入りました破片が放射能的に汚れているかもしれないということで洗つておられるのかもしれない。一番問題なのは、燃料棒が飛んできたあるいは流れてきたいろいろな破片でどれだけ傷ついているかということが一番問題ではないかと思うんですけれども、その点はどういうふうに対応しておられるのでしょうか。

○政府委員(向澤一郎君) 先生おっしゃいますとおり、機器の健全性、特に燃料棒が表面的におかしくなつていないかということが大事でございます。そういうことで、この調査特別委員会でも重要な調査事項になっておりますし、ファイバースコープを入れて燃料の表面を一本一本見ているという状況でございます。

○伏見康治君 それで、結局今後のどのくらいかかって、そしていろいろな調査が済んで、それから判断が済んで、何か原子炉をすつかり解体するとか、あるいは大修理するとかというふうなことが起こるんだらうと思うんですが、一体今後のめどはどういうことになっているんでしょうか。

○政府委員(鎌田吉郎君) 今回の福島第二原子力発電所三号機のトラブルにつきましては、東京電力の一連の対応の中に結果として慎重さを欠き、地元住民等の不安感を生じたところがあったことは否めない事実でございます。当省としては、こういった点を踏まえまして、ただいま向審議員から御答弁申し上げましたように、未回収部品等の除去、原因究明と対策の確立、地元への十分な対応等を東京電力に指示するとともに、私も独自に調査特別委員会を設置いたしまして、現地調査を含め原因の究明等を実施しているところでございます。

○伏見康治君 こういうことでございまして、いつごろこの一連の作業が終わるかというのは今の段階ではなかなか申し上げにくいわけでございます。ただ、私どもの方針としては、とにかく時間と労力を

惜しむべき徹底的に原子炉内の未回収部品等の除去をやる、あるいはまた原因究明等対策の確立を慎重に図る、こういう構えで進めている次第でございます。

○伏見康治君 どうも一番大事なことを聞くの忘れた。

一体何が悪かったんですか。つまり処理の仕方などが悪かったんですか。

○政府委員(向準一郎君) 点検をしましたところ、水中軸受けのリングが破損をしていた、それからそれを取りつけておりますがボルトが壊れていたということで、今後の原因究明になるわけでございますが、水中リングが振動その他で当該溶接部に何かの力がかかって先に壊れてボルトが取れたのか、あるいはボルトの方が先でその後水中軸受けのリングの方が壊れたのかというような破損のモード、メカニズムがどちらかというのいろいろ議論がございますので、そこら辺もいろいろモックアップ装置その他試験を踏まえて明瞭にしていきたいというふうに考えております。

○伏見康治君 高速で回転しているポンプのことですから、機械的に壊れるということは十分可能性としてはあるわけですね。

それで、壊れたのをただ元来のポンプの材料の中にひびが入っていたからとか何とかということを追及してみても、何か余りプラスにならないような感じがするんですが、あの場合の一番問題にされているのは、最初振動の兆候があったのかかわらず、それに対して適切な処置をしなかったというところの方にあるんじゃないんですか。

○政府委員(向準一郎君) お答え申し上げます。

先生今お話のありましたとおり、一月一日に振動が出て警報が出ているということでございまして、それから一月六日に再び振動が出て原子炉をとめたということで、この一月一日に出ました振動というものはやはり回転体にとりまして大変重要なシグナルであるわけです。ですから、これはやはり適正に評価すべきであったというふうに我々考えておりました、当時のマニュアルではそ

ういうふうに出力を下げるなりなんかしまして様子を見るということになっていたわけでございまして、今運転中のBWRにつきましては、再循環ポンプの振動が出ましたら、その振動を評価してとめるという指示を出しております。

○伏見康治君 マニュアルというのか、要するに運転心得みたいなもの、それを十分に、何もその問題だけではないような感じがするんですが、全般に見直すというようなことはしているんですか。

○政府委員(鎌田吉郎君) 一月の初めに警報が出たわけでございまして、そのときにマニュアルに従って様子を見た。ところが、しばらくたちましたら警報は消えたということで運転を続けたわけでございまして。しかし考えてみますと、再循環ポンプにつきましては、昨年末一連のトラブルが起きていたわけでございまして。

○伏見康治君 何のトラブル。

○政府委員(鎌田吉郎君) 一連のトラブルがあったわけでございまして。そういったことを考えますと、慎重の上にも慎重な対応ということで考えますと、当然そこで運転をとめて点検をするという考え方もあり得たわけでございまして。この辺はなかなかマニュアルとの関係もございまして、私どもが今この段階で一義的によし悪しと言っているのはなかなか難しいんでございましてけれども、この辺は先ほど申し上げました調査特別委員会の調査で事態がはっきりしてくると思えますけれども、まあ一応今の段階で私どもなりに考えましても、やはり運転上慎重さに欠けるところがあったんじゃないかということじゃないかというふうに考えております。

そういったことがございまして、東京電力にはもちろん厳重に注意いたしましたし、同じ事象が他山の石とするように他の電力会社にもこういうことでございまして。

○伏見康治君 何というんですし、原子炉の事故、つまり周辺の方々に御迷惑をかけるというように意味では、放射能をまき散らすというよう

な意味では大したことではなかったと思っておりますが、しかし可能性としてはそういうものに発展する可能性を秘めている、そういう意味で重大な事故であったというふうに考えますので、十分にひとつ調査の上、今後のやり方についての的確な指針というものををつくり上げていたいただきたいと思っております。

原子力に関連いたしました、廃棄物処理燃料サイクル関係の六ヶ所村の現況をひとつお知らせ願いたいと思っております。

○政府委員(鎌田吉郎君) ただいま先生からお話ございましたように、現在、青森県六ヶ所村におきまして核燃料サイクル施設、一連のものが建設を計画されているわけでございまして。現在の段階でございますが、三セットと言っておりますが、ウラン濃縮施設につきましては、もう安全審査が終わりまして工事に着手いたしております、現在建設中でございます。低レベル放射性廃棄物貯蔵施設、それから再処理施設につきましては、いずれも当事者の申請を受けまして、科学技術庁におきまして原子炉等規制法に基づく安全審査を慎重に進めておられる、こういう段階でございます。

○伏見康治君 濃縮装置というものは人形峠でございまして、あれとこの六ヶ所村との関係はどういうことになるんですか。

○政府委員(向準一郎君) 動燃が人形峠でやっておりましてものを踏まえて、このウラン濃縮工場ではその台数をふやして百五十トンSWUというふうな規模のものを計画している、現在建設をしているというところでございまして。

○伏見康治君 僕の伺いたいのは、割合に最近に人形峠の方で規模を拡大したというお話があったでしょう。

○政府委員(向準一郎君) 動燃におきまして第一期、二期というので、二期の段階で基数をふやして試験をやっております。これは今下北でやっておりますのは事業化の段階ということで、事業規模ということでございまして、先ほど申し上げ

ましたような百五十トンSWUという規模でございまして、これはもう先生御承知のとおり、百万キロの発電所、一年間で大体百二十トンSWUの濃縮作業が必要なのでございまして、ほぼそれに相当するぐらいの規模のものを現在ここで建設をしているというところでございまして。

○伏見康治君 濃縮ウランをつくるということは、つまりアメリカから濃縮ウランを買うという束縛から自由になるということで、日本の原子力を自立させるために必要な段階だとは思っております。しかしながら同時に、アメリカからもらっている間はアメリカがいろいろな規制をしていくれたと思うんですが、日本が独自に濃縮ウランをつくったときに、それが原子兵器の弾頭に転換されないというところのためのいろいろな用心というふうなものはないかとやっていますか。

○政府委員(向準一郎君) 今のような軍事転用というの、我が国は平和利用ということでございまして、いろいろな技術もそうですが、日米、日仏、それぞれ原子力協定を持っておりまして、その大前提というのが平和利用ということで我々進めておりまして、国際的にも我々そういう方向で自分たちの立場を示していくことにしております。

○伏見康治君 その心がけの話は聞いています。はたして、例えば濃縮ウランが盗まれないためにどういうことをしているのかとか、それから投入したウランの量と出てきた濃縮ウランとの量が帳じりがうまよく合っているのかとかというふうな検査体制がちゃんとないといけないわけですね。そういう手の打ち方はしているかどうかを伺っておるわけです。

○政府委員(向準一郎君) 今先生おっしゃったような軍事転用防止のための物量管理等も、IAEAのセーフガードという体系の中で我々それを確立していくということになっております。

○伏見康治君 次に、六ヶ所村でいろいろな現地の反対運動が熾烈に起こっているというふう

何っておりますが、この反対運動がどういふものであるか、それに対してどう対処しておられるか、これを伺いたいと思います。

○政府委員(鎌田吉郎君) 青森県におきまして、実は私も先週ちよつと青森県に参つたんでござい

ますが、この核燃三施設の建設に関連しまして原子力についての関心が高まっていることは確かでございます。そういった中で批判的な御議論もあるわけでございます。ただ、私どもとしては、核燃料サイクル施設は、先ほど先生御指摘がございましたように、今後の我が国のエネルギーセキュリティーの確保を図る上で極めて重要な施設であるというふうに考えておまして、そういったことでP.A.対策でございますね、この辺も従来はどちらかといいますと新聞、ラジオ、テレビ等マスコミを使つてということでもございましたけれども、最近では研修会とか座談会とか講習会とか、もうフェース・ツー・フェースでやるというようなことで取り組んでございまして、最近の反対運動の一つの流れといたしまして感性に基づく批判というのがあるわけでございます。そういったものに対してはそれに対応したようなP.A.の仕方というのがあるわけでございますが、そういったP.A.の手法のあり方、そういったものを含めましてP.A.対策に今努力しているところでございます。また、電源三法に基づく交付金等々、こういったことを活用いたしまして、安全審査自体はこれは科技庁の御所管でございますけれども、私どもとしてもこういった施設が円滑に立地できるよう最大限の支援を行つていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○伏見康治君 いわゆる広瀬隆現象というのがありまして、過去における反対運動と反対運動の質が非常に変わつてきています。お役所の方でもあるいは電力会社の方でも、社会の雰囲気も昔と随分違つてきているという認識を持つて事に当たられないとよくないと思うんですが、その話は何つてもいい答えが出てきそうもないからやめておきます。

これは大臣に伺おうかな、だれに伺おうか。

原子力に対するいろいろな攻撃もございすが、普通の石油、石炭の方に対しては、いろんな意味でエネルギーの消費に対する攻撃が始まつてい

るわけですが、いやでも応でも省エネルギー、エネルギーの節約ということをやらざるを得ないと思

うんですが、通産省としてはこの省エネルギーに

対して、石油ショックのときには相当おやりになつたと思うんですが、現時点ではどういふふう

にお考えになつていらっしゃるか伺いたいんです。

○国務大臣(橋山静六君) 御指摘のとおり、一次

二次のオイルショックを経て省エネ、代エネは大

変進んでまいりましたし、またGNP対比のエネル

ギー消費量も抜群に下がっていることも現実でござい

ます。ただ、近年円高とそれから石油価格の低迷、こういったものはやはり省エネの意欲をそ

いでと言つて言葉が悪いんですが、どちらかとい

うとつらかつた時代を忘れて、むしろそういう

うもので需要量が最近とみに伸びている、こ

う状況であることはもう否めない事実でございま

すので、このたびひとつエネルギーの需給状況を見直しをし、さらに省エネ、代エネをどう進めていくか、こういう問題でもうちよつと真剣な対策を講ずべきだと。

ただ、長期的に見ますと、いずれにしてもまた

石油資源は枯渇をする方向にあるわけでございま

すので、価格の上昇やそれから需要の増大、特に

発展途上国を中心にして石油の需要が高まつてお

りますので、こういうものを考えますと、いずれ

にしてもタイトの関係が出てくるわけでございま

も我々安全の上にも安全を第一義としてやつてい

かなきゃならないという気がいたします。

私も実は東海村を選挙区に、私の一家眷族が

それから十キロ内に住んでいる人間でござい

ます。大臣というよりも一住民として極めて関心

の深い問題でござい

ます。昭和三十一年にはそこ

に原研が誘致され、さらに今お話の途中であり

ました動燃の再処理の研究施設、そういうものの

建設時代に私は県会におりましたし、それからそ

こに原電の百十キロの発電所もあるわけでござ

います。いずれにしても、こういうものに事故が

発生をいたしますと、私個人だけではなく一家眷

族、選挙民をひつくるで大変なことになるわけ

ですから、そういうものがあつてはならない。で

すから、念の上には念を入れてこの安全確保は

やつていかなきゃならない。さりとて自分の身近

に原子力発電所があることがいかどうかという

問題になりますと、なくて世の中が全部回らん

らば私結構でございますけれども、少なくとも私

がやはり電力の消費者であり、日本の産業のエネ

ルギーはいわば血液でもございまして、それが

安全の上には確保されるということが大前提でござ

います。ですから、一連のこの核燃料サイクルの

確立や原子力発電の技術、そして特に安全にはも

ちろん念を入れな

きゃなりませんし、先ほど御

指摘があつたように、日本は改良技術のすばらし

くすぐれた国でもござい

ます。そういう意味で、

現実の運転に一番よい条件、

こういうものを一つく

り上げる大変な改良努力も

私わかれておるようござ

いますし、それから、ど

ちらかというところ、日本

人はやはり管理技術というか、管理能力というか、

こういうものにもいわば均質的な能力を持つてお

りますので大変いいあれだと思

うんです。私は東

海のいわば門前の徒でござい

ますから、専門的な

知識はありませんが、少

なくとも三十年という

ものに關心を払いながら、幸

いにそういう意味であ

の地域、私どもの住民は意

外と冷静に安全とい

うか、そういうものに科学的な知見に信頼を寄せ

て今日まで参つてきておりますので、さらにそう

いうものを日本の国内に推し進めていく政策の展

開をしまりたいと考えております。

○伏見康治君 大臣の大変立派なお考えはありが

たく承りましたが、再度省エネルギーについて申

し上げますと、第一次、第二次オイルショックで

日本のいろいろな会社はいやが応でもエネルギー

を節約せざるを得なくなつて、大変省エネルギー

の実効を上げたと思

うんですが、ほとんど考え

られないほど立派な成績を上げたと思

うんですが、それだけに

もう一遍オイルショックが来たときは、

それだけに上さらに省エネをやるとい

うことはもう知恵としては出尽くし

ちゃつてい

るという感じがするわけ

です。もつと本質的な意味での、つまり

政策としての何か省エネ

ルギー政策といったやうなものを立てな

けりやいけない時期に

来ているんじゃないかと思

うんですが、通産省でその方の御勉強をしていただければ幸

せと思

います。

最後に

なりましたが、通産大臣は七月十四日

からパリのサミットにお出

かけですか。サミットで

どうい

うお仕事をするかの御抱負を伺つてお

しま

いにいたしたいと思います。

○国務大臣(橋山静六君) パリで行われるサミ

ットには参加をいたす予定をいたして

おります。

世界経済は現在総じて良好な状態にあるもの

の、国際的な不均衡は正のどちらかという

とテンポが鈍つておりますし、また一部の国にはインフ

レの懸念も高まつて

おりますし、さらにここでもたびたび議論に

されているスーパ

ー三〇一条の発動等の保護主義的傾向の高まり、それから累積

債務問題、それから地球規模のいわゆる環境問題、

こういう問題に直面をして大変な課題を抱えてい

る状況でござい

ます。

ですから、今後世界経済が持続的な発展を遂げ

ていくためには、先進国同士の意見交換を通じて

これらの問題の解決の

指針を全世界に示す必要があ

るうという前提に立ち

まして、貿易問題につ

いてはウルグアイ・ラ

ウンドを九十年末に成功裏に

収拾をさせる、これが

大目標でござい

ますから、これを

各国の意思を確認し

合

い、米国のスー

パー

三〇一条等の保護主義に對しては歯どめをかけてまいりたい。

それから第二には、環境問題については、技術突破と言われているのでありますが、技術のブレークスルーを通じて前向きな対応、過日も議論がございましてけれども、そういう意味で日本の役割を強調し、また応分の責任を果たす決意を示してまいりたい。

それからマクロ経済の問題については、対外不均衡の是正に当たり、米國に對しても財政赤字の削減を着実に進めていくと、あるいは設備投資をもっと活発にしていけるとか、そしてやっぱり消費を抑えろとか幾つかの問題点がございまして、特に赤字の削減を求め、我が國としてはむしろ今度は内需主導型の今の経済成長を持続させ、前の大任も公約をいたしておりますように、輸入大國を目指してやっていかなければならないということに決意を表明してまいります。

累積債務問題についても、金融面のみではない現物経済の面をひくくする広い視野から検討すること等が大切な問題だと思っておりますので、総理を中心にしてこういう問題で各閣間で協調を整えてまいりたいと思っております。

長い先に果たして拡大傾向がいつまでも無限に続くことができるのかどうかという問題は抜きにいたしまして、今喫緊に我々の抱えている問題はやはり貿易不均衡の問題、それから環境の問題、こういう問題に對しては積極的に取り組んで日本の責任を果たしてまいりたいというふうに考えております。

○伏見康治君 ありがとうございます。

○市川正一君 法案審議に先立ちまして、前回十六日の本委員会で私は原発問題を取り上げました。ところが、通産省当局者の答弁は全く誠意のうかがえないものであったと私は思うのであります。事柄は極めて重大なもので、本日時間の許す範囲で重ねてだしたいのでありますが、大臣のおられる前で責任を明らかにしていただくことになろうかとも思いますが、確認をいたしたい。

私は客観的事実に基づいて質問したのであって、当局者も客観的事実については率直に、隠さずにお答えいただきたいと思います。当然のこととして鎌田長官、改めて確認をいたしておきます。

○政府委員(鎌田吉郎君) これはもう、今先生おっしゃいましたように、当然のことでございます。客観的な事実に基づいて御答弁申し上げます。

○市川正一君 隠さずにね。

○政府委員(鎌田吉郎君) 失礼しました。

○市川正一君 そこで再度確かめますが、前回、昨年四月ホルルで行われた国際シンポジウムの資料によりますと、福島第二原発の原子炉再循環ポンプ、この同種のもので実用にたえないものであることを最近のそういったアメリカの資料に基づいて指摘をいたしました。ところが、通産省は知らぬ存ぜぬという回答でありましたが、本當にこの資料、情報はつかんでおられなかったんですか。

○政府委員(向津一郎君) まずお答えさせていただきます。

十六日に御質問をいただきましたときにお答え申し上げましたが、我々はNRC、米國の原子力規制委員会に問い合わせをしたわけでございまして、福島第二原子力発電所三号機で発生した再循環ポンプの水中軸受けの損傷、これと同様の事象が米國で発生しているかどうかという問い合わせをいたしました。NRCでは、ないということでございます。また、再循環ポンプ全体のトラブルという点につきましては、私ちょっと質問のあれを取り違えて、間違えて答弁をしたかも知れませんので訂正させていただきます。

それで、今御質問の、昨年四月、ホルルで開かれました回転機器に関するシンポジウムというのがございまして、バージニア大学の教授が再循環ポンプのトラブル、振動が発生しました再循環ポンプのトラブルと、それからコンピュータモデルによる解析、それを報告しているということ

でございますが、それを御指摘いただいたわけでございますが、その件につきましては、我々いろいろな外國の情報を入手するというところで努力はしているわけでございます。

それで、一つはOECDにNEAというのがございまして、IRSというインシデント・レポート・テイキング・システムというのがございまして情報交換がございまして、それからNRC、アメリカ原子力規制委員会にアメリカの事業者が出しますライセンシング・イベント・レポートというのがございまして、これにつきまして情報は日本にそれぞれ来ているわけでございます。この二つについてはそういう情報を我々入手しております。そして、しかし、調べますと、米國の原子力発電運転協会というのがございまして、これがそういうような事業者同士の情報交換という枠組みを通じて、先ほど申し上げましたようなWNP-2のボルトの折損、脱落、そういう事象も報告をされていたということも早速調べまして確認いたしました。

○市川正一君 あなたは勘違いやと、私の質問がね、それで謹んで訂正いたしますと云うが、大臣よく聞いておいてください、私は先日の質問の原稿ここにちゃんとあります。我が國の原発に設置されている再循環ポンプは、シャフトのひび割れや振動による破損、ボルトの抜け落ちなど、トラブルや事故が続いているが、これは日本の原発だけの固有の現象なのか、こう聞いたんです。大臣、あのとき聞いておられたでしょう。それで、ない、ない、問い合わせしたけれども、ない。水中軸受けの事故だ云々というようにございまして、かえて答えているんです。私はその責任をとれとかそういうことは申しませんけれども、余りいかげんな答弁は国会を侮辱するものです。

それからもう一つ、ホルルで行われた国際シンポジウムの問題も、よく調べてみたら、要するにあつたということですよ、長々言われたけれども、ここにそのコピーを私も持っています。これは決して一部の関係者がこっそり話し合ったというよ

うな、そういう非公式のものじゃありません。日本との関係学術四団体も共催者になっているんです。そしてレポートもちゃんと出ているんです。通産省がもし本當に知らなかったというんやったら、本當にですよ、僕は信じられぬけれども、それは怠慢というものです。そういうのは、しかし、少なくとも業界は承認しておるんです。それを知らぬ存ぜぬで隠しておわび申し上げます。訂正申し上げます。こういう國民の命にかかわる大事な原発問題で、担当している当事者がそういう態度を繰り返すのは許せぬと思うんですが、時間がないので引き続き前へ進みます。

私は、このレポートがあつたというんやったら、今度の福島事故の検討委員会でも重要な資料として検討なさるべきだ、こう思いますが、また前回の私の質問の中に、同じタイプの再熱交換器を設置している原発は何かあるんやと言ったら、十九あると。それをこの機会に総点検を指示しませんかと言ったら、そんな必要はないと、こう聞き直った。まだ今でもそうですか、はつきりお答え願います。

○政府委員(向津一郎君) まず、福島第二原子力発電所二号機の再生熱交換器の件でございますが、調査を鋭意進めてまいりまして、この調査の結果、当該溶接部分に亀裂が発生していたわけでございまして、これは溶接の施工不良に起因いたします。これを配管の内面から生じまして徐々に進展して貫通したものとふうに考えられるわけでございます。それで、これにつきまして、当該部分を取りかえますとともに、念のため類似の溶接部につきましても点検を行うこととしております。

それから、ほかの発電所でございまして、こういうような溶接の施工不良、補修溶接、炭素鋼と鉄鋼との溶接部分につきましては、それぞれ別の発電所の次の定期検査のときに、類似箇所の点検ということで超音波探傷検査等を行うということで進めたいと考えております。

○市川正一君 じゃ、前回大臣が安全にも安全を

期し、慎重にも慎重を期しておつしやうた、そういう立場でやるということですね。

○政府委員(鎌田吉郎君) 技術的な見地からはいゝんな議論があるかと思ひますけれども、先ほど大臣からもお話しございましたように、私も事態を謙虚に受けとめまして、とにかく安全第一主義ということでやらせていただきたいと思いますというふうに考えております。

○市川正一君 わかつた。それなら前へ進みます。政府は、原発推進のために毎年相当の予算を使って原子力発電施設信頼性実証試験というのをやっておられるはずであります、沸騰水型の原子炉の最も重要な装置の一つである原子炉再循環ポンプの信頼性実証試験というのは実施なさいますか。いかがでしょうか。

○政府委員(向津一郎君) 原子力発電所の信頼性実証試験、昭和五十年から国の委託ということをやっているわけでございまして、今先生の御指摘ありましたBWR再循環ポンプの実証試験につきましては、昭和五十二年から五十六年度にかけて行なっている方あるいは供試体の製作等を行なひまして五十七年度から五十八年度にかけて実証試験を実施し、その結果をまとめております。

○市川正一君 それでは、報告書も出ているようです。その報告書を見せてくれと云うて資料を要求したところ、きょう昼休みです、持つてきませんでした。見る暇も十分ないですけども、わざと私の質問を妨害するような意図があったとは、そう思いませんけれども、昼休みに持つてきた。見てみるとちゃんと書いてあるんです。

どない書いてあるかという、「特に原子炉冷却材ポンプは重要なポンプであり、これを円滑に運転させ発電所全体の運転に支障を与えないようにしなければならぬ。米国における原子炉冷却材ポンプの故障例をみると、ポンプ本体の故障がモータの故障に比べて多く、また部品別に見ると軸シール、熱遮蔽装置等内部部品、その他の順になつてゐる。」と、こうちゃんと書いてあるわけ

です。僕が聞いたそののとおりのことをごにちやんと出しておるじゃないですか、この記述をもしはじめに読んでおつたらですよ。だとすれば、私は通産省がアメリカでの再循環ポンプの事故が起つたというのを知つていたということになるんです。それにもかかわらず、先日の答弁では、そういう事故はなかつたというふうにしらを切つてゐるんですが、私はこれはどういふことなんだと言わざるを得ないのであります。

しかし、前へ問題を進めますが、この原子炉再循環ポンプの信頼性実証試験の結果はどうだったんですか。

○政府委員(向津一郎君) 先生お持ちのように報告書は大変分厚いものでございまして、要約してお答え申し上げますと、この試験では、通常運転試験とそれから特別運転試験と二つの試験をやっております。

通常運転試験と申しますのは、性能試験、連続運転試験というもので四千時間の連続運転をやりました、各部に問題がないかどうかというチェックをしてゐるわけでございます。それから、特別運転試験と申しますのは、例えばメカニカルシールの水が供給が途絶えた試験とか、あるいはポンプの冷却水がとまつた試験とか、あるいは電源喪失というような特別な運転状態の試験もやつておりまして、その際のポンプの性能がどうか、あるいは機能がどうかというチェックをしてゐるわけでございます。

それで、この試験結果全体といたしまして、この報告書では、BWR用の再循環ポンプは、高温、高圧の長時間連続運転に対するポンプの性能、ポンプの機能、シール性能、構造部材の健全性、それから常温、高温での起動、停止に対するポンプの機能、シール性能の健全性、それからポンプ補助系の停止あるいは電源喪失、圧力の過渡変化等の実プラントにおいて想定されるような特別な事態でのポンプの機能とかシールあるいは構造部材と云うのが健全であるということ信頼性があるという評価をなされておまして、これは当時でこ

ざいですが、ポンプ信頼性調査委員会というのが設置されて、委員長に東京大学の大橋先生、この方がヘッドになつていろいろこの報告書をまとめられてゐるものでございまして。

○市川正一君 そうすると、結論として、信頼性ありということに力を入れて言はつたんです。そういうことはなんですか。

そうしたら聞きたいんですが、何で福島第二原発三号機で事故が起きたのか。

○政府委員(向津一郎君) 福島第二原発三号機のポンプの損傷の件につきましては、今通産省の中で調査特別委員会というのを設置して鋭意検討しておるわけでございます。

それで、その中で水中軸受けのリングが先に壊れたのか、あるいはボルトが先に折れて水中軸受けのリングが壊れるというふうにいふたのか、どういふプロセスでいったかということもいろいろ大事なことでございまして、議論の中にすることにしております。

そういうことで、今回起こりました事象というのがまだ解明し尽くされておられないので、今のような両面から多角的にいろいろモックアップ試験もやりながら検討を進めてゐるという段階でございます。

○市川正一君 国民にとつてわからぬのは、その信頼性ありという太鼓判が押された原子炉が何で事故を起こしたんやと。そうすると、その信頼性ありというその信頼性実証試験なるものが信頼できるのかということになつてくるわけでしょう。

○政府委員(向津一郎君) 今お答え申し上げましたとおり、三号機、どういふ事象でどういふメカニズムで起こつてゐるかという特殊な恐ろしく事象だと我々思つておられますが、それが解明し尽くされてゐませんので、今ここではお答え申し上げられませんが、この調査委員会の報告というものは、ポンプ信頼性実証試験一般として先ほど申し上げましたような通常運転試験、特別運転試験という二つの範疇に分けて考えられる試験をやつてい

る。その結果の健全性、信頼性があるという報告になつておるわけでございます。

○市川正一君 信頼性実証試験そのものがずさんであつたということに帰着するんじゃないですか。

政府は一九八二年から原子力工学試験センターを使って毎年実証試験を実施しております。そして、その報告書も提出されております。この報告書も資料要求いたしました。先ほど滑り込みみたに持つてきてはつたんです。いただきました。

しかし、それを拝見しますと、いろいろあるんですが、同時に、実はこの信頼性に関する報告が非公開用と公開用と二種類あるという事実を私ははつきりしてはしんどす。というのは、信頼性に問題ありとする非公開用の報告書と、もう一つそれに基づいた抜粋版、すなわち信頼性ありとする公開用の報告書と二種類があるんです。大臣、本当ですよ。私はこの両方を資料として提出していただきたい。

○政府委員(鎌田吉郎君) ただいま先生から御指摘ございましたように、昭和五十年から国の委託により実証試験を実施してゐるわけでございます。

私どもの基本的な考え方でございますけれども、実証試験の目的からしまして、原則としてデータは公開したいというふうに考えておる次第でございます。

ただ、一部詳細な設計図面等、企業のノーハウに属するものがございまして、こういったものにつきましては、例外的に慎重に取り扱わしていただく必要があると思ひますけれども、それ以外のものは原則として公開するというにさしていただきたいと思います。

○市川正一君 そうすると、やっぱり二種類あるということですか。

○政府委員(鎌田吉郎君) 二種類あるというよりも、原則公開ということでございます。今申し上げましたように、例外的に慎重に取り扱わざるを得ないものがあれば、その分については場合に

よつたら御容赦いただく、こういうことじゃないかと思ひますけれども。

○市川正一君 これはあるセクションが外部からの問い合わせについて答えた文書です。こう書いてあります。「以上は、原子力工学試験センターにて実施されたPWRポンプ信頼性実証試験報告書（非公開）に基づいてまとめられた抜粋版（公開）です。内容に不明箇所あるいはこれとは異なる情報を御希望の際は御相談いただきたくお願い申し上げます。」、こう書いてあります。ということは、公開用のものはこれは原簿があつて、それを抜粋したんです。もう一つ非公開用のやつがあるということをはつきり明記してあるんです。どうなんですか、これ。

○政府委員（鎌田吉郎君） そういうことではございませんで、とにかく専門的、技術的なデータの集積がこの実証試験の結果であるわけでございます。これは対外的なP.Aの一環としても使っているわけでございまして、そういったものためには、適宜全体の一部を編集しまして国民にわかりやすい形で御提示申し上げているということでございます。そういう専門的、技術的なデータ、詳細な中身につきましては関心がある方であれば、その方はその都度御照会いただく、こういうことになるんじゃないかと思ひます。どう思いますか、これ。

○市川正一君 私は大いに関心があるんです。ですから、この資料はちようだいできますね。

○政府委員（鎌田吉郎君） 先ほど申し上げましたような原則のもとに、できる限り公開するようにいたします。

○市川正一君 それじゃ、また土壇場の昼休みに持つてくることのないように早目にひとつ。

次に、私は、中部電力の浜岡原発一号機のインコアモニタハウジングから放射能に汚染された炉水が直接外部に漏れた事故について伺いたい。

現在、傷のできたハウジングを修理したと聞いております。その方法の一つは、スリーブを挿入

して溶接したものであります。図面が遠いので大臣も見にくいと思うんですが、（資料を示す）スリーブを差し込んで、そしてそこを溶接した。その場合、このスリーブの溶接箇所引張応力や鋭敏化による応力腐食割れが発生し、もとの傷のところ、これがそのままであるために再度漏れが生ずるおそれはないでしょうか。いかがでしようか。

○政府委員（向津一郎君） 浜岡一号機のインコアモニタハウジングからの漏れ対策といたしまして、当該インコアモニタハウジングを拡張いたしますとともに、欠陥部分にスリーブを取りつけます。このことをやったわけでございまして、この拡張法といふのは、海外におきまして類似の箇所の損傷対策として実績があるわけでございまして、スリーブ工法の併用で亀裂の進展というのを防止できるというふうに考えております。

それから、この工法につきましては、確認試験、モックアップ試験等をやっております。問題は、ないという確認はしたわけでございまして、それから、ほかの二十九本、他のインコアモニタハウジングにつきましても、すべて過電流探傷検査等行いまして亀裂が発生してないことを確認したという状況でございます。

○市川正一君 私の方でレクチャーしていた質問を全部あなた答えてしまったので、これはよく聞いて答えていただかなきゃならぬ。

僕が今聞いたのは、溶接の方は大丈夫なのかというところで、この後拡張の話聞くことになっておるのに、それをあなた、聞かぬのに先に言うてしまう。それから二十九本は大丈夫かいと、それも聞いてないのに勝手に言う。あなたね、もうちよつとね、一生懸命なのはわかるよ。私が責任を追及すると言っただけで、それはかとうなつてく

るのとはわかるけれども、質問を聞いて答えてくれぬといかぬ。そうじゃないと段取り悪いが、あなた。

要するに僕が言いたいのは、拡張、血管を少し広げるようにやるやつね、これだつて四国電力の

伊方原発一号機の蒸気発生器、あれも伝熱管を広げて、それで応力腐食になったということが言われているわけですから、そういうこともあるから、十分データを慎重に対応してほしいということを言うつもりだったけれども、話の段取りをあなた先に言うてしまったんで、ぐあひ悪い。

そこで結論的に言いますと、そういうあなたが今おっしゃったような、二十九本も大丈夫だとおっしゃったいろいろなデータを中部電力に聞いてみたら、全部通産省に提出してある、こういうふうな言うております。それで、これらのデータをオープンにするためにぜひいただきたい。そして、自主、民主、公開というこの原子力平和利用の三原則に基づいてオープンにこの安全性を確認するというようにさせていただきたいと思ひるのであります。

○政府委員（向津一郎君） 大変失礼いたしました。今のデータの件でございますが、可能な限りその方向で検討させていただきたいと思ひます。

○市川正一君 時間も進んでまいりましたので、法案に入らしていただきます。お待たせいたしました。

午前中からの審議も伺い、また各種いろんな資料も拝見いたしました。明らかになつたことであります。本法案による助成の対象の問題です。それは、新規性があれば、大企業とか中小企業とかを問わないということに相なっております。しかし、実際にはこの法律による助成の対象になるのは、大企業ないし大企業の子会社や関連会社あるいは中堅会社ということにならざるを得ないとい

うことを私はやはり指摘せんといかぬと思ひます。「新しい産業金融」という産産の産業金融小委員会の答申をここに持つてまいりましたが、ここでもこういうふうな述べているんですね。「リストラクチャリングのニーズの高い基礎素材型産業では、折りからの急速な円高のもとでリストラクチャリング推進の核としての新規事業分野への進出が一段と活発になってきている」と、こう

いうふう述べております。としますと、明らかに大企業、例えば鉄鋼産業などが経営の多角化を進めるために関連する部門を独立させる、そして新事業を開始する、そういう場合を想定して立法化されたものというふうに言わざるを得ないのであります。この点もひとつ正直にお答え願ひます。

○政府委員（児玉幸治君） この法律の対象とする事業の規模についてのお尋ねでございます。ただいま御指摘ございましたように、本法案におきましては新規の事業をあくまでも対象として特別に制度の運営についての差は設けてないわけでございまして。

ただいま産業金融小委員会のレポートの中にいってお触れになつたわけでございまして、確かに円高の不況以降、大企業におきましてさまざまな形でリストラクチャリングが行われているのはそのとおりでございますが、リストラクチャリングと申しますのは、一般的に申しますと、これまでその企業がやっております新しい領域に入っていくという意味でございます。必ずしも私どもが考えておりますような新規事業に着手する場合ばかりを指すわけではないわけでございまして、むしろある程度は既に先発の企業がござい

ましても、日本の市場の大きさを考えまして、これから先まだ将来性があると思われるような分野に進出している事例がかなり多いわけでありま

す。むしろこれら大企業の場合には、最近どんどん進んでまいりました金融制度の自由化等ございまして、資金調達の手段についてはかなりいろいろな方法が現実には使えるようになってきてい

るわけでございまして。私どもいろいろアンケート調査等も実施してまいつたわけでございまして、大企業がみずから新規事業を行う場合、あるいは大企業の関連会社が新規の事業を行う場合とい

うふうなケースを考慮してみまして、どうもそういうふうな事例につきましては、別途資金調達が可能であるというケースが多いようございまして、私どもの考えておりますような仕組みを利

用しようとする意向はほとんどないような状況でございませう。

むしろ中小企業や中堅企業につきましては、新規事業を実施したいというニーズそのものも強いだけではないかと、今までなかなかこういった新しい形の資金調達の手段というものがなかったわけではございまして、むしろ今回の法律によりまして、これまでほとんど利用できなかったような新しい資金調達の手段が使えるようになるわけでございます。そういった形で、私もいろいろ利用していただくことを強く期待しているところでございまして、私も中堅中小企業がこの制度を積極的に利用していただくことを強く期待しているところでございまして、私も中堅中小企業に対する資金調達あるいは新規事業支援のための環境整備のための施策であるという位置づけをいたしておるところでございます。

○市川正一君 一般的な論理的な意味で、そしてまた児玉さんが期待するという意味において確かに中小企業や個人も対象になり得るわけですが、しかし、実面的には助成策はワラント債の私募発行に対する保証がメインになっているわけですね。としますと、社債を発行できる経営基盤を持っているというのとは相当程度の企業にやっぱ限定されてくると思うんです。そうでない場合は、大企業がバックにある子会社とか関連会社であるというの、これが今の実態です。少なくとも中小企業で対象になるのは非常に限られた部分に結果として、期待とか願望は非常に、ならざるを得ぬと思うんですが、その点の御認識はどうでしょうか。

○政府委員(児玉幸治君) もし、せっかくのこの法律に基づきますワラント債の発行につきましては、従来のような基準で全体の制度の運営が行われるといたしますと、まさに先生の御指摘のようなことになってまいりまして、相当経営内容のいい、過去に立派な経営実績を残している企業でなければ社債の発行なんというのはいけませんし、またそれを引き受けてくれる人もいないということになるわけでございます。

したがって、仰せのように、中堅中小企業の場合には、思ってみても、あるいは制度が仮にあるといつても、そのままだでは実際にはだれも引き受けてくれないということになるわけでございますが、今回私もこういう法律を御提案申し上げましたのは、実はそこを何とか破りたいということ、御提案をいたしたわけでございます。まずその発行限度につきましても、ごく初期の段階には実は余り資産も多くないわけでございますけれども、それを認定を受けました新規事業については、商法の発行限度の二倍のところまで天井を上げる。それから、実際に社債を発行いたします場合には、適債基準という、これは行政運用上の規制になるわけでございますけれども、そういうものもございまして、この適債基準に基づきまして認定を受けたプロジェクトにつきましては運用を弾力的にしてみようということにいたしているわけでございます。それでもまだ、運用を弾力的にしなければはリスクのある中堅中小企業の社債はなかなか引き受け手がなくございまして、そここのところを債務保証というメカニズムをさらにつけ加えて環境整備をすることによりまして、中堅中小企業のワラント債であっても引き受けていただけるというような展望を持ってこの制度の御提案をいたしているところでございませう。

○市川正一君 時間が参りましたので最後の質問にさせていただきますが、じゃ、具体的にやられる場合の具体的な懸念なんです。産業基盤整備基金が行う情報提供業務の問題ですか。基金では新規事業のシーズやこれに対するニーズについての登録、検索、各種経営資源に対する情報提供、これをやって、そして新規事業発足の仲人役も果たすことになっております。

そこで問題は、登録される事業シーズは将来大きな事業への発展の可能性を秘めた情報であり、安易に登録者の了解なしに仮にその内容が漏れるというふうなことがあつては絶対ならぬと思うんですが、そういうための信頼性のある対策はある

のかどうかということを一問お伺いして質問を終わりたいと思います。

○政府委員(横田捷宏君) 御指摘のとおり、事業シーズ等新規事業に關します情報といふものは、登録者にとりまして極めて重要なものでございまして、その意向を適切に反映して開示、提供されるということが重要と考えてございませう。そういう意味で、まず基金のデータベースへの登録に際しましては、登録者名あるいは登録内容の一部を秘密にできるような登録方法、システムというものを検討いたしております。また、これらの情報を取扱いします基金の職員には守秘義務を課する、あるいは情報の管理体制にも厳格を期するということもございまして、登録者の意向に反した情報が開示、提供される懸念がないようにいたしたい。また、その提供された情報、シーズの事業化や売買等に際しましては、これは提供者と受領者との間での自由な交渉にゆだねられることになるわけでございますが、合理的な契約条件等が設定されますよう十分注意してまいりたい、こう思つてございませう。

○市川正一君 終わります。

○井上計君 この法律案の趣旨は大変結構だと、こういうふうによく感じております。大いに時宜を得た法律案であります。だから、一日も早くこれが成果が上がるように私も期待をしております。多くの中小企業、特に意欲を持って新しい時代に即応しようと努力をしておる中小企業経営者にとつては大きな目標が出てくるものと、このように感じておりますので、法律施行後の運用等についてまた格段の御配慮をお願いをいたしたい。

冒頭そのことをお願いを申し上げておきます。それで、若干の質問をしたいと思います。この背景についていろいろと述べられております。この中に「今後は、内需主導型でかつ相対的に規模の小さい多数の産業から」云々というようにあります。その背景等々、それからその概要の中にも内需主導型というのが強くうたわれておるわけでありませう。時節柄当然であらう、こ

う思います。ただし、現実の問題として、新規事業という場合に内需主導型であるのか、あるいはそれが外需に向かうのかというの、これは結果において製品になってからのことではございませう。この区分けを最初から分けることは大変難しいんではないかと、こういう気がするんです。

これについて私の過去の経験であります。児玉局長や審議官等々皆さん御承知でありませうが、昭和四十二年に從來ありました近代化促進法が改正されまして、構造改善の特定業種を認定する法律が改正になりました。あのときの法文の中に、国際競争力をつける云々ということで、輸出奨励のあれは法律案であつたわけですね、あの当時の理解が。それで、私は当時中小印刷団体の運営をやつておりました。あの法律にいち早く大変着目をして中小印刷業の構造改善計画を立てたい、こう考えてやつたわけですね。一番最初の壁は、これは輸出産業に対する競争力云々の問題だ。だから、印刷のように内需の産業にはこれは適用されないんだというふうな法制局の見解がありまして、法制局に日参し、中小企業庁の計画課の当時は総括班長が今の村岡審議官でありましたが、そのころ随分と苦労した記憶があるんですね。最終的には印刷も輸出に間接的な関係があるということでも認められましたけれども、私はこれが法案にはつきりうたつてあります。そういうふうなことが起き得る懸念があるんではなからうかという気がするんですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(児玉幸治君) 我が国が今国際経済社会の中で言われております非常に難しくなってきた。簡単に答えの出ない問題、それに対処する考え方の基本といふのは、まさに内需中心型の経済運営といふところにあるわけでございます。幸い円高後の状況を見ておられますと、昨年、一昨年あるいはこのしもごく最近までのところは内需が中心になって経済を引っ張りまして、外需はマイナスというふうな数字になっているわけでございます。もちろん輸出といふところだけをとらえまし

て、それで全体としてバランスのとれた経済構造になることはないわけでごさいますて、例えば海外直接投資といったようなものも考えなければなりませんし、また輸入の拡大というふうなものも総合して考えていかなければならないわけでごさいます。

それで、そういったことをさまざま組み合わせながら、しかしながら内需を中心にしてというのが私どもの考え方でございまして、法律の中では第一条の「目的」のところに、「新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓」というふうになっておりまして、ただいま先生から御指摘のございましたかつての輸出振興型の法律とはやや趣を異にいたしてございまして、経済は生き物でございましてからいろんな局面というものがあつて得るわけでございますけれども、いずれにしても、新たな経済的環境に即応した産業分野というふうな考え方でこの問題について対応してまいりたいと思つておるわけでございます。

いずれにいたしましたが、今から国内には売れ口もなくて、専ら輸出を頭に置きながら新規事業をいたしますので何とかこの制度でというお話でございますと、これは今のこの経済的環境からいいますと非常に難しいわけでございまして、一億二千万人の大きなマーケットが日本にあるわけでございますから、何はともあれ、まずその辺を頭に置いて新規事業の事業化というものを考えていただく。それを私どもとしてはぜひバックアップさせていただきたいわけでございまして、その間だけのところは何とぞ事情御賢察、御了解いただければ幸いです。

○井上三喜 局長のおっしゃることよくわかりま
す。ただ、そういうふうなことが実際の認可の段
階、さらに通産省ではそういうことについては十
分理解がありますが、出先へ行きますと、やはり
法文を盾にとられて云々というふうなことが往々
にあるものですから、一つの懸念として申し
上げておきます。

次に、新規事業はこれからいろんなものが出て

くると私思います。私どもとしては全くわからぬような、びつくりするような新規事業が既に出ておりますけれども、中小企業にとつて今何が一番大切かと聞くと、百人が百人、人が足らぬと、みんなこれなんです。それで、金は余っておる、物は余っておる、もう一つ余っているのは、最近では政治家が余っていると、こう言いますけれども、とにかく人が足らぬ、何とかしてこれという要望ばかりですね。

特に労働時間の短縮が緊急の課題になっています。これあと四年になりましたが、労働時間を千八百時間程度にする云々という閣議決定は、現実の問題としては私はもうこれ状況からいうと不可能だなど。しかし、不可能だからといって放置するわけにもまいりません。

そこで、これから新規事業の主たるものは何かという点、もちろんバイオ等々にいろんな新しい製品もありますけれども、やはり省力化設備だと思っただけですね。これ相当出てくると思うんです。

省力化を考えると、いろいろな問題があります。が、一つは、従来あるものが下敷きになって、そしてそれに新規事業を加えて効果のあるもの、こういうふうなものがありますね。五〇%から六〇%の削減が、

○%ぐらいのものは既にある技術である。それによ
上乗せされて新技術が出てくるというふうなもので、
がやはり今後あるんじゃないかなと思うんですね。そ
ね。そういう場合の判定といいますか、大変難し

それから次に、続けて申し上げますが、二十二日、あさつての委員会で投資育成会社法の改正の審議がありますけれども、現在、投資育成会社はそれなりの効果を今まで発揮しておると思います。ただ、資本金一億円以下が対象でありますけれども、これが投資育成会社の助成によつて行われておる、受けておる企業にどう連動するのか、上乗せをしていくのか、つながりをどうするのかというふうなことはどうなんでしょうね、何かそこについて問題が起きないのか。あるいはそれとこれとをセットにしてさらに上乗せということできたらに効果があるのか、これはどうなんでしょうか。

○政府委員(横田捷宏君) 御指摘の投資育成会社は、従来から中小企業の自己資本の充実を支援するということで、増資新株の引き受けてございまして、とくに転換社債の引き受けをやつてまいっております。

まして、今般さらに拡充をするということとで設立
新株の引き受けもできるように今法案の審査をお
願いたしているわけですが、投資育成
会社の場合にはより幅広く中小企業の自己資本の

充実、これも上場等を目指していくわけでありませんが、そういう意味での幅広い観点からの支援ということでございまして、それに対しまして今回

やりたいたいという技術改善補助金という制度。そのほか似たようなものが幾つかありますね。それとのつながりといいますが、そのような補助金等々を受けておる企業が、それを要するに新規事業としてという、当然そういう方向に行くわけですが、そういう場合にはさらに積極的に今度のこの法律による助成といいますか、育成といいますか、そのようなものにつなげていくというふうなことがある程度優先されるとか、そんなふうなお考えはありますか。

○政府委員(横田捷宏君) これまでの中小企業対策を初めとする施策の結果といたしまして、それが新規事業に結びついていくというのはまことに心強いことでございまして、もろもろの案件が出てくるわけでございますけれども、政策的な意味合いから見れば、何とか優先的に取り上げていきたいという考え方を持っております。

○井上計君 先ほど伏見先生からの御質問にもちよつとありましたが、この法文には「通商産業省の所掌に係る」云々とありますね。先ほど伏見先生からの、パイオ等について通産省所掌以外のものについてはという御質問が大体同様の質問であります。私もそれを大変懸念ということが考えてお

います、局長、それについては今後どういふうにお進めになるか。

○政府委員(児玉幸治君) 今回お願いをいたしております法律案、通産省の所掌に係ります新規事業になって点につきましては御懸念でございます。

政府が国会に法律案を出します際には、当然広く政府内各省の意見を徴した上でまゝとてまいりるわけでございます。この法案につきましても、非常に広い範囲にわたります各省の御意見をもちょうだいいたしましてこういうふうにとめたわけでございまして、もし何かほかの省が非常に強い意向があつたにもかかわらず、通産省がそれをはね飛ばしてこういうふうに限定をしたというような誤解があるようでございまして、それだけはぜひ何とか御理解いただきたいわけでございまして、むしろ私どもの方はある意味ではアイデア賞のつもりで従来ないような例を御提案いたしました、もし一緒にやるところがあれば、これはもう完全にオープンにいたしまして一緒にやろうというところでやってきましたわけでございまして、たまたまいわゆる我田引水でございすけれども、とりあえず商工業というふうなところで見ますと、非常に通産省の所管の分野が大きいものでございまして、そういうこともあり、また、各省の方もまだ自分たちの検討がちょっとこまで及んでないということもあつたんじゃないかと思つてございす、いづれ何か自分たちで考えるときには通産省にも協力してくれとか、あるいはいづれ必要になつたときにはこの法律の中に自分たちも入れてくれというふうな話はいろいろあつたわけでございす、そこまでするわけでございまして、当面はまずこの通産省の所掌の新規事業で走つていこうということにいきさつ上なつたわけでございす。したがって、私どもは今後におきましても、そういうことでこの省のものにせよ、そういう必要性が発生してまいりましたときには喜んで御協力も申し上げたいと考えておるところでございす。

○井上計君 これは特に質問の連絡もしておりませんが、今お答えを聞いて改めて感じるんですが、私の過去の経験からいって、通産省は大いに門戸を広げます、喜んで云々と、これは事実そのとおりなんです。ところが、なかなか他省庁は通産省のつくった法律に自分たちの所管のいわば業者を入れるということについて、古い言葉で言いますけれども、変な縄張り意識があつて、変なプライドがあつてなかなかそうしないということが現実にはやっぱり幾つかあるんですね。

これは運輸省の問題ですけれども、私が長年指導しておる零細な運送業者の集まりの協同組合、これが運輸省所管なものですから、したがって高度化資金の借り入れ一つにしても、運輸省がなかなかうんと言わないんですね。こんな不便なことじゃだめだから、だから、中小企業庁と共管にしようということで大分やりました。中小企業庁は早くにオーケー出たわけですよ。ところが、運輸省が何だかんだ何だかんだ言つて、最後私がひざ詰めで二年かかりましたよ。そういう例があるんです、現実には。

それで、特に食品産業でも、中小企業協同組合が新しい設備を導入して新しい云々というところで高度化資金を借りようとしても、運輸省ですぐ通過競争なんかを考へてなかなかうんと言わない。そういうケースがいっぱいあるわけです。

私の懸念はそういうことでありますので、特にこれは大臣に大いに御努力をいただいて、積極的にこの法律を利用できるように各省がやるようにひとつ大いに御努力をいたしたい。これは要望しておきます。

○政府委員(児玉幸治君) 私どもに対するおしかりでございまして、それを胸にしつかり受けとめながら今後仕事をしたいと思つていますが、今回、この法案の中で債務保証を担当いたします産業基盤整備基金というのがございす、実はこの産業基盤整備基金は、沿革的には五十年代の前半でございす、非常に不況が厳しかったときに、特定の産業への不況対策ということで始ま

りました。その後、それが構造転換法になり今日に及んでるわけでございすけれども、その間例えば、たまたま運輸省の名前が出てきたわけでございすけれども、運輸省で船舶の解撤ということでやはり新しい構造改善をやらなければならぬというような事態が出てまいりましたことがございす、その場合には解撤事業に伴ひまして発生いたします資金需要、これについての債務保証が必要になつたわけでございまして、これらにつきましては、所要の法律改正を経まして産業基盤整備基金で運輸省、通産省一緒に債務保証という仕事をちよつとやういふところでもございすので、一言申し上げさせていただきます。

○井上計君 実は私今例の解撤の業界のことについてちよつと思ひ出しました。そういうこともありましたね。しかし、いづれにしてもそういうケースが多いですよ。ですから、せつかくこういう新しい目標を与えるような法律ができるんですから、通産省所掌以外の業界、企業に大いにメリツトのある、また意欲をさらに燃やすようなこういう内容のもので、ぜひ特に農水省所掌の企業の中に非常に多いですから、大臣篤とひとつお願いをしておきます。

最後ですが、先ほど市川委員から、中小企業よりも、むしろこれは大企業及び大企業の子会社、系列会社等々にメリツトがあつて、中小企業に余りないというふうな御指摘もありました。そう言われるとそうかなという気が若干しないでもありませんが、いづれにしても中小企業が本当にこれを使えるように、それにはやはり大切なことは、厄介な審査とか手続とかどうとかいうのが一番邪魔になりますので、そつと新規事業をやろうという中小企業というの一人もありませんし、いろんな周辺の知識も少ないです、そういう人たちが本当に使いやすいような、そういう面について特段の御配慮をお願いしたいと思つて。

以上、幾つか抽象的な質問になりましたが、私が申し上げましたこと等について、最後に大臣が

らひとつ御所見を承つて終わりにします。

○国務大臣(橋山静六君) 前段の各省庁にまたがる特に幾つかの問題点については、これから協議を調えながらその検討をし、需要に応ずるような態勢をとつてまいりたいと思つて。なお、中小企業、とりわけ地域の中小企業に対してこの制度全般が利用できるようにということでございす、午前の小野委員の質問にもお答えをいたしましたように、この法律案は、新規事業のアイデアやチャレンジ精神に富んでいるが、資金と情報の両面でハンディの大きい中堅中小企業等の新規事業を円滑に行わせようとするものでございすので、この意味で御指摘はまさに正鵠を得たものでございす。中小企業、とりわけ地域の中小企業も十分に利用できるようにするためにこれから配慮をいたしてまいりたいと思つて、事務局を初め関係者に徹底をさせますし、私自身も万全の配慮をしてまいりたいと考えております。

○井上計君 終わります。

○本平八郎君 まずこの法案に対する私の賛否の姿勢ですけれども、これは冷や冷やしながら賛成せざるを得ないという感じなんです。それで、この法案のレクを聞いたときに、やれやれという感じがしたわけですよ。ということは、この法案を外国人が見たときに、ここに外国人が傍聴していたとすると、彼らはどういう受け取り方をするだろうかと思つておるんですよ。これはまたえらいことを日本はやつてゐるという感じで見ると思つて、これは趣旨にありましたが、いづれ日本の自動車だつて何だつて陳腐化してきて競争力を失つていく。そのためには今から新しいものを育てておかなきゃいかぬという趣旨なんです。これはもうまことに日本にとつては結構なことだと思つて。ライフサイクルがあつても、絶対に死なないうようにして命を延ばしていつかということですから、これはもう日本にとつては非常にいいことだと思つて、日本はまたやるのかという感じが

あると思うんですね。オリンピックで言えば、どこまでメダルを取ればいいんだと。がさつと金メダルを取って、また少年オリンピックまで優勝しようと思つて強化策を講じているというふうな受け取ると思うんですね。これは確かに私は日本の特に官僚の優秀さがもう如実に出ていっていると思うんですよ。これだけのことをとんとん考えなくて官僚というのは、世界でもフランスとか非常に少ない。日本でも通産省というのは非常に突出していると思いますよ、私も通産省とのつき合い長いですからわかるんですけども。

それで、私必ずこれ成功すると思うんですよ。二十一世紀に必ず実ると思うんですね。そうすると、確かに先見の明があつて日本というのは優秀だということになると思いますけれども、さあ、これまたこの分野でも世界の競争場裏で日本が勝つということになってくると、何か私恐ろしい感じがするんですけども、大臣、いかがですか。○國務大臣(橋山静六君) 大変手厳しいと言つて表現が悪いんですが、まさに外国的感覚に立つた御指摘だとも思われるわけですが、これは先ほども一回議論がありましたけれども、これはほかの省庁の縄張りに入りますといけませんから私個人的な見解で申し上げますが、例えば本当の意味で金融の自由化がアメリカ並みに進んでいけば、私はこういう措置をとらなくても現実に対応はできると思うんです。残念ながらまだそこまで自由化が進んでおりませんが、ある意味で日本のこれからのが彼らの言う日本の公の保護ということにつながるのかもしれないが、せめてこの知恵ぐらひは持っているべきで日本はやつていけなくなるんじゃないかと思うし、ある意味で、ここまで伸びてきまして、大変すばらしくあらゆる条件がいいようにお思ひになるかもしれませんが、前回に申し上げましたように、日本は、例えば資源だとか、そういう意味で大変脆弱な基礎を保持しておりますので、せめてこういう分野で先走りをしてしまふと、全般のバランスはあるいはマクロで見ればとれなくなるのかもしれないので、

この程度のことは私は許容範囲内ということに考えますので、むしろこういうことで刺激をされて英知が出てまいりますれば、大きい分野で議的分野も出てくるんじゃないかという気もいたします。

○政府委員(児玉幸治君) 基本的な点は今大臣からお答え申し上げたとおりでございますけれども、実は私どもこの法律の立案に当たりましては、今先生が御指摘されたような点につきましてはかなりあれこれ考えてみたつもりでございます。まず、新規事業というものが日本でもほとんど活発に起きているかどうかという点でございますけれども、これは余り外国と比較するのは最近はやめた方がいいのかもしれないんですけども、しかし、例えばベンチャービジネスのようなもの、あるいは単純に新規企業の毎年の設立数で見ますと、非常に日本はある意味で停滞的と申しましようか、ほとんど横ばいでございまして、それに対してアメリカなんかの場合には、最近数年を見ましても、年々かなりな数で新しい企業の設立の数が増えていくわけでございます。もちろんできるものも多うございしますが、倒れるものもあるわけございまして、そこがアメリカの自由経済の一つの特色になつていんじゃないかと思ひます。

いずれにしても、これから二十一世紀に向かつて日本でいろいろ新しい分野を開拓していくという場合に、今のレベルのような新規企業の設立数で本当にいいのかどうかという点につきましては、やはり懸念なしとはいふのが一つ問題の背景にあると思ひます。

それから二つ目は、先ほどからついつい助成だとか振興だとかという言葉が出てくるわけでございますけれども、今回の法律の仕組みというのは、基本は民間の金を民間の事業に回す。民間の金を流していくための、詰まっていますパイプをデイレギュレーションのような形であけていくというところが本質でございまして、したがって、商法の特例を設けて杜撰の発行限度を倍にするとか、あるいは適債基準についての運用を緩和する、こう

いうふうな形のもののというのは、すべてデイレギュレーションの形で民間の金の流れをよくしようということでございます。それから債務保証、これがいかにも政府が保証してやるといふふうな聞こえるわけでございますが、この制度自身も実は収支が相償うように運営するというところでできる仕組みでございますので、この債務保証制度は補助金になるというふうな性格のものでもこれまたないわけでございます。そういう点を十分吟味いたしまして私どもとしてはこの仕組みを考えたところでございます。

○本平八郎君 今局長の説明で、確かに日本の場合、新規事業ということになりますと、アメリカなんか比べておくられている面があるんですね。ところが、そこをアメリカなんかは非常に期待しているんですよ。日本は、こういう例えば自動車なら自動車というものがつくられてあるところまで実用化されると、今度それを改良して世界一のものをつくっていく、世界一安くやるというのとはもう大得意だけれども、新しいものは弱いと思つていたんですね。ところが、今度、おつとこつこい新規の方もちゃんと日本はまた手を打っているということになると、彼らは、これはもうかなわないなという感じを受けますと思ふんですね。まさに日本株式会社の典型的なこれは例だと思ふんですね。彼らから見たら、ああ、また日本株式会社M.I.T.が先頭に立つて大勢の中小企業を引き連れて太平洋を渡ってきやがるという感じを受けると思うんですよ。これもあるところまではもうしょうがないと割り切つてしまえばいいんですけれども、それで、また確かに、大臣がおっしゃったように、これやらざるを得ないわけですね、日本としては。

そこで、さて将来この国際競争というか、外国のヒッチをどういうふうにしてやっていったらいいだろうかということなんです。大臣はパリのサミットに行かれるということですが、これは総理の次通産大臣をおやりになさるとき、あるいは総理になられるか知りませんが、そのときには、

こういうことでもう日本が集中攻撃を受けるようになってくる可能性というのは十分にあると思うんですね。したがって、国際間の中で日本はやっていかなきゃいかぬ。やっつけていかなきゃいかぬけれども、国際間の摩擦もやっぱりこれは避けなさいかねわけですね、日本の経済的な立場としては、これというふうな知恵があるでしょうね。

○政府委員(児玉幸治君) 非常に高い次元からの話は大臣からまた話さしていただきますが、この法律の中でも、例えば「目的」の中にも、「新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓」ということで、内需中心型の発想に立つということを示すためにいたしておりますし、それから、第四条の第三項で認定をする場合の基準を言っているわけでございますが、その第一号のところでございますけれども、「国民経済の国際経済環境と調和のある健全な発展を阻害する認められるものでないこと」というふうなことも言っているわけでございます。こういう点については、十分な配慮をしながらこの法律の運用をしてまいりたいと思つておるところでございます。

それから、繰り返して恐縮でございますけれども、私どもは従来から、例えばいろいろな新しい法律をつくり出す場合に、日米でさまざまなことが実は話題になつてきたわけでございます。中小企業関係の法律においていろいろな話題が起き、意見交換をしてきたところでございまして、そういう過去のさまざまな意見交換の結果は全部踏まえて、この法律ではそれらの点についてはそれなりの対応をしたつもりでございます。

○國務大臣(橋山静六君) 御指摘の御懸念もございまして、しかし、世の中の進展というのを考えますと、新規の需要を開拓する、新製品や新技術や新システムを開発することによって新たな需要が発生するわけですから、これは世界の経済にむしろ大きな意味では貢献をするという分野になろうかと思ひますので、今までの過去にあったアメリカの自動車や日本がさらに改良、能力化をし、大量生産の方式を生み出したというも

のとはまたこれ違つた分野で新しい分野へ出るわけでございますから、その意味では私は一つの貢献度があるかと思ひます。

ただ、全般で考えますと、確かに私は国際分業論、これに基づいてやらないと、できるものは何でもやつてよしいという経済合理性というか、経済採算性というか、その物差しのみで考えてまいりますと大変な間違いをしでかすという気がいたしますし、私どもは基本にあるものは、やつぱり自由開放経済の恩恵を受けて、それから世界が平和であるという恩恵を一番受けているのは日本だということになりますと、その受けている恩恵のいわばそれがある意味でコストと考えて、何らかの分野で相手方に譲るといふ言葉がいかにどうかはわかりませんが、分業論的なものが成り立たないといふのは孤児になつてしまふという気がいたしますので、これからは長いテーマとしてそういうものを考慮に入れて対策を講じていかなければならないといふふうに考えております。

○本平八郎君　したがって、これはちよつと人でもない発想なんですけれども、例えばこういうものを外国の企業にも適用してやる、それで外国の企業が申請してくれば、日本の企業と同じようにやつてやるということをやれば、大分また受けとめ方が違ふと思うし、それから、特に東南アジアあるいはNIESの国、そういう国々の企業を育成してやる、日本がもう日本の中だけじゃなくて世界の面倒を見てやるんだというふうなことをやつていくと、大分緩和できるんじゃないかという気がするんですね。特にODAのあり方というものは、もうちよつと変えていかなきゃいかぬ面が相当あると私は思うんですね。したがって、同じODAであらう金を使うのなら、そういう外国の企業を育成するという方向に金を使つてやると非常に喜ばれるんじゃないかと思うんですね。でも、この辺の御意見はいかがですか。

○政府委員(児玉幸治君)　私の知識はもう経済協力部長から数年たつておりましてちよつと古くなつてゐるかもしれないんですが、まず

この法律自身は日本の国内で新規事業が行われる場合を対象としたましますけれども、国内で新規事業を行おうとする場合に、日本法人、それが外国の金でできた企業でありましようといふのでございまいしよつと、そういうことには別に区別はないわけでございます。海外から日本にやつてまいりまして日本で事業を起こすといふふうなものは、当然この法律の対象になり得るわけでございます。そういう意味ではオープンでございます。

それから、今本先生のおっしゃつた、国内はいいけれども、むしろ海外のいろんな分業関係についてODAその他を含めて配慮すべきじゃないかといふ点につきましては、全くそのとおりでございます。日本のODAといふのは、例えば円借款等は従来からどちらかといひますとインフラストラクチャーを中心に置いておりまして、その上に民間の事業が成り立つていくことを基本にしてきてゐるわけでございますけれども、やはり状況によりましてはもう一歩踏み込んで、いわゆる経済自立型のプロジェクトと申しましようか、国内の需要を満たして輸入を代替するとか、あるいは輸出の拡大を通じてその国の経済の発展に寄与するといふふうな意味で、経済自立型のプロジェクトに対してどういふような応援をするかといふことを考えるべき段階に來てゐると思つたわけでございます。

これを具体的にどういふ形でやるかということになりますと、いろいろ方法がございまして、例えばODAのようなものでも、先方のそういう開発金融機関のようなものにもいわゆるバンクローンのような形で出しまして、先方のまた裁量でその銀行からその辺のプロジェクトに金が回つていくといふような形のものもございまして、それから、日本の企業が先方の企業と合併で新しい事業を向こうで起こしてゐる。それに対して、日本側の方からさまざまな形で資金的にあるいは技術的に、さらには経営ノウハウで応援をしていくといふケースもあるわけでございます。こういふことにつきましては、むしろ我が国の経済協力の

規模が非常に大きくなつた中におきまして大変重要な課題なのではないかと考えているところでございまして。

○本平八郎君　そういう観点からぜひ、私はもう何回もここでも申し上げてゐるんですけども、日本の通産省は国内のことだけ考えていけばいいといふんじゃないかと、もう世界の通産省として全体の面倒を見てやるということがやつぱり必要になつてくるんじゃないかという気がするわけですね。

実はこれに関連して、私は商社マンだつたわけですから外国人の友達たくさんおるんですけども、ついこの間そのうちの一人が日本へやつてゐるんだという話で、いや、実は商社委員だといふことを言ひましたら、ああそれはちよつといい、ひとつぜひ忠告したいことがあると言つたわけですね。アメリカではFSXの問題に関連して、あれを日本にやらしちやいかぬといふことを言つてゐるわけですね。一機日本につくらしたら、もう世界の戦闘機は全部日本に占領されてしまふと。これは軍需産業については日本にやらしちやいかぬといふことなんですね。日本はとにかく戦闘機といふのはどういふ格好でつくるといふことだけで、それさえわかれば、あとはもう全部技術的にはトップレベルに立つちやうどいふわけですよ。したがって、これはもう国防上大脅威になるといふことをアメリカで考えている人がたくさんいる。要するにそういうことで、もしも日本にこれ以上武器までやられたんじやえらいことになるという話なんですね。

それで、彼が私に言つたのは、しかし、日本に作るなといふことは言えない。したがって、アメリカへ企業進出してきてアメリカの会社としてつくりなさい。それで、一たん全部国防省にそれを納入する、あるいは国防省のコントロール下でつくるんじゃない。それで、日本の技術は相当優秀だから、アメリカの軍需産業にも貢献するだろ

うという言い方をするわけですね。

私は軍需産業とか武器といふのはわかりませんが、これは主権の問題その他いろいろあると思つてゐる。しかしただ、そういう脅威の目で見られてゐることは確かですし、もしもこのまゝ日本が軍需産業や武器産業に進んでいくと、やつぱり相当大きな摩擦がまた出てくるんじゃないかという気がするんですね。したがって、日本の、自分の産業の問題としてじゃなくて、やつぱり世界の中における軍需工場と言つたらおかしいんですけども、そういう軍需産業といふふうな考え方をしないと、むしろ日本は金があるし、技術があるし、周辺の産業が発達してゐるということ、そういうふうに見られてゐるんですね。これに関しては大臣の感想をお聞きしたいんですが、いかがですか。

○國務大臣(梶山静六君)　先ほど申し上げましたように、何から何まであるのではなくて、資源もない、環境もいわゆる自由貿易体制あるいは平和といふものの維持が困難になれば、日本は全く沈没するやうな形でございまして、基礎的には一番脆弱なところでもございまして、その上に咲いてゐる花でございましてから大切にしていかなければなりません。今の御意見に關しましては大臣として答える実権は持つておりません。大変貴重な御意見でございまして、よく勉強させていただきます。

○本平八郎君　今大臣がおっしゃいました日本には資源がないといふ話なんですけれども、これも外国から見ると、日本はもう大資源国になつてゐるという見方をされてゐるんですね。昔は鉄鉱石とかあるいは石炭とか、そういうものが資源だと思はれてゐたわけなんです。ところが、現実には、これはどうか知りませんが、例えば車なら車の中に含まれてゐる資源の比率といふのはうんと下がつてゐるわけなんです。何が大きいといふと、要するに技術とかノウハウとかあるいは資本、まあ金ですね、そういうものがもう圧倒的に多い。その点になりますと、日本といふのは世界一の資源国だ。といふのは、一億の国民がみん

なハイエデュケーテッドでしょう、教育を受けているわけですね。総理で失言された方もおりますけれども、総理じゃないか、知恵がないとかかんとおっしゃったけれども、もうあれに比べたら、日本というのは物すごく知恵の量というのは大変なものなんです、日本列島の上にある。これはもう大資源国だという外国は見方をしているわけなんです。だから、逆に言えば、そういう資源を有効に使わなきゃいかぬし、それを有効に使っているから日本がこれだけの競争力も経済力もあるわけですから、それだけでも、そういう点でいうたものを世界に及ぼしていくということがやっぱり必要になつてくるんじゃないかという気がするわけなんです。

その辺が一つあるのと、それからちょっとこれ先ほど市川先生が大企業の子会社を潤すというお話だったんですけれども、これはぜひ弁解させていただきたいんですが、もう現在の企業は、失礼ですけれども、通産省なんかを頭を押さえられて縛られると、もう絶対嫌がるんですよ。税金にかかわらずこういうのは御厄介になりたくない。だから、自分でやれることはやっていくという姿勢ですから、まず大企業は子会社の面倒は見ても、大企業の方が、おまえそんな通産省なんかの御厄介になるなと言つて必ず押さえにかかると思うんです。それ、そのくらいやっぱり今力もつけているし、それからプライドも持っていますから、その点は全然御懸念なくということとつ申し上げておきたいわけなんです。

それで、余り時間をとっているわけにいきませんから、最後に一つ物の考え方として、実は新規事業というのは確かにハイリスク・ハイリターンだと思ふんですね。こういうものに対する対処の仕方というのは、これはもう皆さんが考えられている思考パターンでいいと思ふんですけれども、ただ商社マンの感覚からいいますと、もう一歩突っ込んでいただきたいと思ふわけなんです。これはどういうことかと言いますと、今は違ひ

ますけれども、昔例えばテキサスで油田を掘るといふことを考えた場合に、一本掘るのに今十億円かかるわけですね。山師は一生懸命金を集めてきて、十億円たまと一本掘るわけですね。当たると大もうけするけれども、これは非常にリスクが多いわけですね、当たらないれば全然だめだ。そういうことで二、三本掘って、だめなら首つるということをやったわけですよ。ところが、今のメジャーというのは、統計的に何本掘れば、二、一本掘れば当たるとか全部計算しているわけなんです。したがって、今のやり方というのは百億円入れて十本一掘ってしまふわけなんです。そうすると、必ず二、一本に一本は当たるといふことで、リスクを確率に転換しているわけですね。これがハイリスク・ハイリターンに対するアプローチの仕方だと思ふんですね、リスクを確率にいかにか変えるかというものが、これは今金の力でやっているわけなんです、大企業は全部、日本でもそういう投資なんかを考えると、必ずリスクを確率に転換できるように最小限の規模を考えているわけなんです。

そういうことで、新規事業といふものを育成する場合に、やっぱりどれだけリスクを確率に転換するか。要するに全部集めてプールの、十社なら十社プールすると二、五社は必ず成功するといふふうな考え方に転換していかなければならない。それを世話してやるというのがこういう法案の基本的な考え方だと思ふんですね。個々にリスクを確保するとかあるいは保険を引き受けてやるとかといふふうなことでやりますと、なかなかやっぱり個々の案件について、これはリスクが高そうなき感じがするから引き受けられないとか、今の通産省の輸出保険みたいなもので、リスクが高いとかなにする。そういうことになるんで、やはり全体をプールの、そしてリスクを通産省というか、この中で確率に転換していくということが必要になつてくると思ふんです。

したがって、例えば仮に創業の、ワラント債でもいいんですけれども、株式をほとんどこの会社

が引き受けてやって、そして二、三の会社が大成功すれば株が物すごく上がるわけですからね、NTTみたいな。そうすると、ここではもうかつてこつちでは損しているといふふうなことがあつて、中できつちとペイできる、そろばんが合うといふふうな発想がぜひ必要じゃないかと思ふわけなんです。

それからもう一つ、これ最後にお願ひなんですけれども、やはりリスクテイクという問題で一番お困っているのは、最近はまだ進んでいると思ひますけれども、それでもお役人のリスクテイクという考え方が非常にないんです。責任をとりたくないという、それはあるんですけども、やっぱりそういう辺でリスクをとっていくといふふうなことがないと、なかなかやっぱりこういうものはうまくいかないんじゃないかという気がするわけなんです。

それで、今までの補助金とか、今までの日本政府がやっている保証だとかというのは、ちゃんと手続さえ守っていれば、損しても責任を追及されないというシステムになつていっているんですよ。逆に言つたら、そのものを育てるということよりも、むしろ手続を間違わないようにやるということの方が先に行つちゃうわけですね、どうしても、それが我々民間で仕事をしてきた人間とは全然発想といふか、姿勢が違ふわけなんです。その辺を変えてくれと言つたつてそう簡単には変わらないと思ひますけれども、ただ、自分たちにはそういう体質があるといふことだけは自覚しておいてほしいんです。そういうしないと、やっぱりこういうものはうまくいかない。だから、どうしても役人は、補助金といふのはやっておいて、それで後は成功しようとしまいと余り関係がないものだから、だから、補助金補助金と皆さんそつちの方へつい行かれるわけなんです、それはやはり基本的にそういう体質的欠陥があるといふことを自覚していただきたいと思ふんですが、この辺の局長と大臣の御所見を承つて、私は質問を終わります。

○政府委員(児玉幸治君) こういう新規事業について

いてのリスクのとり方でございまして、仰せのように、大企業の場合には非常に機も深いわけでございますから、その中で一定の計算をしながら新規プロジェクトのメリットを評価し、かつ自分の持つておりますさまざまな資金調達方法を通じてそれを遂行していくことになるのは、そのとおりだろうと思ふわけでございます。したがって、この法律に基づきます諸制度につきましても、大企業からの期待といふものはほとんどないといふことでございまして、今度は逆に、中堅中小企業の場合にはなかなかほかに頼るべき道はないわけでございます、むしろこの法律によりましてダイレクションが行われて活用ができるようになるわけでございます。したがって、そういうことを前提にいたしまして行います債務保証というのは、ある意味では共済的な制度になるわけでございますけれども、その債務保証の保証料の決め方なんかは、当然、ただいまお話しもございましたように、引き受けます事業のうちのどれぐらいが成功して、それで産業基盤整備基金が引き受けた場合に、ワラント権を実行してどのぐらいの収入が上がつているか、したがって保証料率を幾らぐらまで下げられるかといふふうな計算といふのは、当然していかなければならないといふことでございまして。

逆選択になつては困るというのも、それもそのとおりでございますが、むしろこの点につきましては、これまでもお答え申し上げておりますように、認定に際しまして専門家によるグループをつくりまして、そこできちんとしていくというところで、怖ければ逃げて、よさようなものだけ飛びつくといふようなことではなくて、きちんとした手続をやつてまいりたいと思つております。

公務員の心構えの点につきましては、よく胸に受けとめましてしかるべく対応をさせていただきますと思ひます。

○国務大臣(梶山静六君) もうお答えにもなりませんけれども、先ほど伏見先生との討議の中で出

てまいりましたように、日本人の性格がござい
ます。ですから、開拓精神とか、ギャンブルを
好むとかというのではなくて、どちらかとい
うと和をとんとんとする、そういう国民性もござ
いますから、明治以来培われた特にお徳主導とい
うか、ようやく今ある意味で対等なものは部分的
には民間が強くまりましたけれども、どちらかとい
うと、過ちなききをもつて善とする消極的な善、こ
れが今まで日本を支配してきたわけでありま
すから、冒険を冒すということはむしろ日本人にと
ってはタブーであつたわけでありま
す。ですから、むしろこれからは民間で言われる積極的な善、物
をなすことによつて多少の失敗を恐れな
い、この心組が四十年間、大きな変化はしつ
つありましたが、そういう心構えが少しづつ芽生
えてきたところでござい
ますので、何遍かこれ日本、
また諸外国のように失敗やその他を繰り返しま
す、そんな精神がこれから芽生えるかどうか
はわかりませんが、今がちょうど過ぎてい
るんじゃないかと思つて、長い日本人の歴史や習
癖を見ますと、とてもそういうものに耐えら
れるあれじゃありませんので、憶病な国民性
を持っていると思つて、むしろ今の時期、そ
ういふものに耐える国民性をつくることも大
切かと思つていま
す。

○委員長(宮澤弘吉) 他に御発言もないよう
です。質疑は終局したものと認め
ます。これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお
述べ願
います。
○市川正一君 私は、日本共産党を代表して、特
定新規事業実施円滑化臨時措置法案に
対し、反対
の討論を行います。
反対理由の第一は、本法案による対策がベン
チャーキャピタルの主力となつてい
る大手証券会社、大銀行に対する助成策に
はかならないから
であります。
ベンチャーキャピタルは、有望な株式未公開企
業を育成して株式公開に至らしめ、そのキャ
ピタルゲインによつて莫大な利益を得ることを目的
としております。基金による事業者債務の七割保証
などの助成措置は、ハイリスク・ハイリターンが
特徴とされるベンチャーファイナンスにとつて、
リスクは国が負担し、ハイリターンはベンチャー
キャピタルに保証するものになつて
おります。
その第二は、本法案による助成策の
対象が、事実上中堅企業あるいは大企業の子会社
や関連会社を中心になつてい
るからであります。
現在、大企業はリストラックチャ
ーリングの名のもとに新分野への進出を計画、推
進して
おりますが、本法案の根拠となつた産
業金融小委員会の報告の趣旨からしても、これら
を対象にして
いることは明らかであり、実際のにもワラント債
の私
募発行が行い得る企業は、信用力や政治基盤の脆
弱な中小企業、零細企業、個人でないことも明
ら
か
であります。
その第三は、証券行政やベンチャー
ファイナンスに対する行政のあり方について十分
な再検討が
行われていない現状では、ベンチャー
ファイナンスの仕組みそのものが汚職、腐敗の温床
となる可
能性が大きいから
であります。未公開株式の公開準
備段階で行われる第三者割当増資や株主の最終調
整のための株式の移動などは、これがどの行政機
関からの監督も受けにくい状況にあるため、今回
のリクルート事件のように、たまたま発覚しない
限り暗やみの中で行われるものであり、現状では
汚職、腐敗の温床となり得ることは明らかなこと
ろ
であります。
以上を指摘して、反対討論を
終わります。
○委員長(宮澤弘吉) 他に御発言もないよう
です。討論は終局したものと認め
ます。これより採決に入ります。
特定新規事業実施円滑化臨時措置法案に賛成の
方の挙手を願
います。
(賛成者挙手)
○委員長(宮澤弘吉) 多数と認め
ます。よつて、本
案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につ
きましては、これを委員長に御一任願
い
たいと存じますが、御異議
ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(宮澤弘吉) 御異議ないと認め、さ
よう決定
いたします。

目的として立案したものであります。
次に、この法律案の要旨を御説明
申し上げます。
第一に、ソフトウェア供給力の開
発を効果的に図ることができると認められる地域を
対象にして、プログラム業務従事者の知識及び技
能の向上を図る事業等のソフトウェア供給力開
発事業に関する承認制度を設けること
といた
します。
第二に、情報処理振興事業協会の業務に、承認
事業者に対する出資及び承認事業者が行う人材育
成事業に必要な教材の開発及び提供等の業務を追
加するとともに、雇用促進事業団の業務に、承認
事業者への出資に充当される資金を情報処理振
興事業協会に対して出資する業務を追加すること
と
いた
します。
その他損金算入の特例等の助成措置について定
めること
といた
します。
以上が、この法律案の提案理由及びその要旨で
あります。
何とぞ慎重御審議の上、御賛同くだ
さいま
すよう
お願い
申し
上げま
す。
次に、小規模企業共済法及び中小企業事業団法
の一部を改正する法律案につ
きま
して、その提案理由及び要旨を御説明申
し
上げま
す。
小規模企業共済制度では、小規模企業者が相互
扶助の精神に基づいて、毎月掛金を積み立て、廃
業や死亡といった事態に備えるという共済制度で
あり、中小企業事業団がこれを運営して
いること
であります。小規模企業者にとり本制度の果た
す役割は非常に大きく、昭和四十年十二月の制度
発足以来加入者は年々果増し、二十三年余りを経
過した今日では、その加入者数は百十万人を超
えて
お
り
ま
す。
本制度は、法律上、経済事情等の変化に対応す
べく、掛金、共済金等の額の検討を定期的に
行うよう義務づけられており、これまでも四回に
わた
りその見直しを行つてきたところ
であります。
今回、最近の経済情勢及び社会的
情勢の
変化、小規模企業者からの要望等を勘案し、掛金
の額の見直しを含め、本制度の一層の整備、拡
充を図る

決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につ
きましては、これを委員長に御一任願
い
たいと存じますが、御異議
ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(宮澤弘吉) 御異議ないと認め、さ
よう決定
いたします。

○委員長(宮澤弘吉) 次に、地域ソフトウェア供給
力開発事業推進臨時措置法案、小規模企業共済
法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律
案、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正す
る法律案、中小企業事業団法の一部を改正する法
律案、以上四案を便宜一括して議題といたしま
す。
政府から順次趣旨説明を聴取いた
します。堀山通商産業大臣。
○國務大臣(堀山静六君) 地域ソフトウェア供給
力開発事業推進臨時措置法案につ
きま
して、その提案理由及び要旨を御説明申
し
上げま
す。
近年、情報化社会の進展に伴うソフトウェア需
要の急速な拡大と地域におけるソフトウェア供給
力の不足により、ソフトウェアの需給の不均衡が
生じて
お
り
ま
す。この需給の不均衡は今後拡大す
る傾向にあり、このままでは産業活動に支障を
来
し、経済社会の安定的な発展を妨げるおそれ
が
あ
ります。
政府としても、これまで汎用プログラムの開発
普及やソフトウェアの生産性向上のための技術開
発を推進し、また、公共職業訓練施設における情
報処理関連科の整備など各種の対策を講じてきた
ところ
であります。かかる状況を打開するためには、
地域におけるソフトウェア供給力の開発が必要
と
な
る
と
認
め
て
お
り
ま
す。
本法律案は、以上の理由に基づいて、通商産業
省と労働省が協力して、実務に携わる高度の技
術を持った人材の育成及びこれを支える技術基盤
の普及が十分に行われていない地域においてソフト
ウェア供給力の向上を図ることにより、地域にお
けるソフトウェア供給力の開発を推進することを

目的として立案したものであります。
次に、この法律案の要旨を御説明
申し上げます。
第一に、ソフトウェア供給力の開
発を効果的に図ることができると認められる地域を
対象にして、プログラム業務従事者の知識及び技
能の向上を図る事業等のソフトウェア供給力開
発事業に関する承認制度を設けること
といた
します。
第二に、情報処理振興事業協会の業務に、承認
事業者に対する出資及び承認事業者が行う人材育
成事業に必要な教材の開発及び提供等の業務を追
加するとともに、雇用促進事業団の業務に、承認
事業者への出資に充当される資金を情報処理振
興事業協会に対して出資する業務を追加すること
と
いた
します。
その他損金算入の特例等の助成措置について定
めること
といた
します。
以上が、この法律案の提案理由及びその要旨で
あります。
何とぞ慎重御審議の上、御賛同くだ
さいま
すよう
お願い
申し
上げま
す。
次に、小規模企業共済法及び中小企業事業団法
の一部を改正する法律案につ
きま
して、その提案理由及び要旨を御説明申
し
上げま
す。
小規模企業共済制度では、小規模企業者が相互
扶助の精神に基づいて、毎月掛金を積み立て、廃
業や死亡といった事態に備えるという共済制度で
あり、中小企業事業団がこれを運営して
いること
であります。小規模企業者にとり本制度の果た
す役割は非常に大きく、昭和四十年十二月の制度
発足以来加入者は年々果増し、二十三年余りを経
過した今日では、その加入者数は百十万人を超
えて
お
り
ま
す。
本制度は、法律上、経済事情等の変化に対応す
べく、掛金、共済金等の額の検討を定期的に
行うよう義務づけられており、これまでも四回に
わた
りその見直しを行つてきたところ
であります。
今回、最近の経済情勢及び社会的
情勢の
変化、小規模企業者からの要望等を勘案し、掛金
の額の見直しを含め、本制度の一層の整備、拡
充を図る

決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につ
きましては、これを委員長に御一任願
い
たいと存じますが、御異議
ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(宮澤弘吉) 御異議ないと認め、さ
よう決定
いたします。

決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につ
きましては、これを委員長に御一任願
い
たいと存じますが、御異議
ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(宮澤弘吉) 御異議ないと認め、さ
よう決定
いたします。

目的として立案したものであります。
次に、この法律案の要旨を御説明
申し上げます。
第一に、ソフトウェア供給力の開
発を効果的に図ることができると認められる地域を
対象にして、プログラム業務従事者の知識及び技
能の向上を図る事業等のソフトウェア供給力開
発事業に関する承認制度を設けること
といた
します。
第二に、情報処理振興事業協会の業務に、承認
事業者に対する出資及び承認事業者が行う人材育
成事業に必要な教材の開発及び提供等の業務を追
加するとともに、雇用促進事業団の業務に、承認
事業者への出資に充当される資金を情報処理振
興事業協会に対して出資する業務を追加すること
と
いた
します。
その他損金算入の特例等の助成措置について定
めること
といた
します。
以上が、この法律案の提案理由及びその要旨で
あります。
何とぞ慎重御審議の上、御賛同くだ
さいま
すよう
お願い
申し
上げま
す。
次に、小規模企業共済法及び中小企業事業団法
の一部を改正する法律案につ
きま
して、その提案理由及び要旨を御説明申
し
上げま
す。
小規模企業共済制度では、小規模企業者が相互
扶助の精神に基づいて、毎月掛金を積み立て、廃
業や死亡といった事態に備えるという共済制度で
あり、中小企業事業団がこれを運営して
いること
であります。小規模企業者にとり本制度の果た
す役割は非常に大きく、昭和四十年十二月の制度
発足以来加入者は年々果増し、二十三年余りを経
過した今日では、その加入者数は百十万人を超
えて
お
り
ま
す。
本制度は、法律上、経済事情等の変化に対応す
べく、掛金、共済金等の額の検討を定期的に
行うよう義務づけられており、これまでも四回に
わた
りその見直しを行つてきたところ
であります。
今回、最近の経済情勢及び社会的
情勢の
変化、小規模企業者からの要望等を勘案し、掛金
の額の見直しを含め、本制度の一層の整備、拡
充を図る

決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につ
きましては、これを委員長に御一任願
い
たいと存じますが、御異議
ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(宮澤弘吉) 御異議ないと認め、さ
よう決定
いたします。

決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につ
きましては、これを委員長に御一任願
い
たいと存じますが、御異議
ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(宮澤弘吉) 御異議ないと認め、さ
よう決定
いたします。

てまいりましたように、日本人の性格がござい
ます。ですから、開拓精神とか、ギャンブルを
好むとかというのではなくて、どちらかとい
うと和をとんとんとする、そういう国民性もござ
いますから、明治以来培われた特にお徳主導とい
うか、ようやく今ある意味で対等なものは部分的
には民間が強くまりましたけれども、どちらかとい
うと、過ちなききをもつて善とする消極的な善、こ
れが今まで日本を支配してきたわけでありま
すから、冒険を冒すということはむしろ日本人にと
ってはタブーであつたわけでありま
す。ですから、むしろこれからは民間で言われる積極的な善、物
をなすことによつて多少の失敗を恐れな
い、この心組が四十年間、大きな変化はしつ
つありましたが、そういう心構えが少しづつ芽生
えてきたところでござい
ますので、何遍かこれ日本、
また諸外国のように失敗やその他を繰り返しま
す、そんな精神がこれから芽生えるかどうか
はわかりませんが、今がちょうど過ぎてい
るんじゃないかと思つて、長い日本人の歴史や習
癖を見ますと、とてもそういうものに耐えら
れるあれじゃありませんので、憶病な国民性
を持っていると思つて、むしろ今の時期、そ
ういふものに耐える国民性をつくることも大
切かと思つていま
す。

○委員長(宮澤弘吉) 他に御発言もないよう
です。質疑は終局したものと認め
ます。これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお
述べ願
います。
○市川正一君 私は、日本共産党を代表して、特
定新規事業実施円滑化臨時措置法案に
対し、反対
の討論を行います。
反対理由の第一は、本法案による対策がベン
チャーキャピタルの主力となつてい
る大手証券会社、大銀行に対する助成策に
はかならないから
であります。
ベンチャーキャピタルは、有望な株式未公開企
業を育成して株式公開に至らしめ、そのキャ
ピタルゲインによつて莫大な利益を得ることを目的
としております。基金による事業者債務の七割保証
などの助成措置は、ハイリスク・ハイリターンが
特徴とされるベンチャーファイナンスにとつて、
リスクは国が負担し、ハイリターンはベンチャー
キャピタルに保証するものになつて
おります。
その第二は、本法案による助成策の
対象が、事実上中堅企業あるいは大企業の子会社
や関連会社を中心になつてい
るからであります。
現在、大企業はリストラックチャ
ーリングの名のもとに新分野への進出を計画、推
進して
おりますが、本法案の根拠となつた産
業金融小委員会の報告の趣旨からしても、これら
を対象にして
いることは明らかであり、実際のにもワラント債
の私
募発行が行い得る企業は、信用力や政治基盤の脆
弱な中小企業、零細企業、個人でないことも明
ら
か
であります。
その第三は、証券行政やベンチャー
ファイナンスに対する行政のあり方について十分
な再検討が
行われていない現状では、ベンチャー
ファイナンスの仕組みそのものが汚職、腐敗の温床
となる可
能性が大きいから
であります。未公開株式の公開準
備段階で行われる第三者割当増資や株主の最終調
整のための株式の移動などは、これがどの行政機
関からの監督も受けにくい状況にあるため、今回
のリクルート事件のように、たまたま発覚しない
限り暗やみの中で行われるものであり、現状では
汚職、腐敗の温床となり得ることは明らかなこと
ろ
であります。
以上を指摘して、反対討論を
終わります。
○委員長(宮澤弘吉) 他に御発言もないよう
です。討論は終局したものと認め
ます。これより採決に入ります。
特定新規事業実施円滑化臨時措置法案に賛成の
方の挙手を願
います。
(賛成者挙手)
○委員長(宮澤弘吉) 多数と認め
ます。よつて、本
案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につ
きましては、これを委員長に御一任願
い
たいと存じますが、御異議
ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(宮澤弘吉) 御異議ないと認め、さ
よう決定
いたします。

目的として立案したものであります。
次に、この法律案の要旨を御説明
申し上げます。
第一に、ソフトウェア供給力の開
発を効果的に図ることができると認められる地域を
対象にして、プログラム業務従事者の知識及び技
能の向上を図る事業等のソフトウェア供給力開
発事業に関する承認制度を設けること
といた
します。
第二に、情報処理振興事業協会の業務に、承認
事業者に対する出資及び承認事業者が行う人材育
成事業に必要な教材の開発及び提供等の業務を追
加するとともに、雇用促進事業団の業務に、承認
事業者への出資に充当される資金を情報処理振
興事業協会に対して出資する業務を追加すること
と
いた
します。
その他損金算入の特例等の助成措置について定
めること
といた
します。
以上が、この法律案の提案理由及びその要旨で
あります。
何とぞ慎重御審議の上、御賛同くだ
さいま
すよう
お願い
申し
上げま
す。
次に、小規模企業共済法及び中小企業事業団法
の一部を改正する法律案につ
きま
して、その提案理由及び要旨を御説明申
し
上げま
す。
小規模企業共済制度では、小規模企業者が相互
扶助の精神に基づいて、毎月掛金を積み立て、廃
業や死亡といった事態に備えるという共済制度で
あり、中小企業事業団がこれを運営して
いること
であります。小規模企業者にとり本制度の果た
す役割は非常に大きく、昭和四十年十二月の制度
発足以来加入者は年々果増し、二十三年余りを経
過した今日では、その加入者数は百十万人を超
えて
お
り
ま
す。
本制度は、法律上、経済事情等の変化に対応す
べく、掛金、共済金等の額の検討を定期的に
行うよう義務づけられており、これまでも四回に
わた
りその見直しを行つてきたところ
であります。
今回、最近の経済情勢及び社会的
情勢の
変化、小規模企業者からの要望等を勘案し、掛金
の額の見直しを含め、本制度の一層の整備、拡
充を図る

決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につ
きましては、これを委員長に御一任願
い
たいと存じますが、御異議
ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(宮澤弘吉) 御異議ないと認め、さ
よう決定
いたします。

べく、この法律案を提案いたした次第であります。次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。第一は、掛金月額の最高限度の引き上げであります。最近の経済的情勢を反映した転業に必要な資金規模の増加、加入者からの引き上げに對する要望、小規模企業者の所得水準の向上等を踏まえ、掛金月額の最高限度を現行の五万円から七万円に引き上げることとしております。

第二は、共済金の分割支給制度の導入であります。今後高齢化社会の到来が予想される中で、老後生活の安定が小規模事業者にとり重大な関心事となっており、また、円滑な産業調整を推進する上から、小規模企業者の引退後の生活の安定を確保することが重要な政策課題となっております。このような観点から、従来一時金として支給されてきた共済金を、共済契約者の選択により、十年間または十五年間に分割して支給し得ることとしております。

第三は、中小企業事業団の余裕金の運用方法の範囲の拡大であります。近時のように金利が低水準で推移する状況においては、共済資産の運用の多様化、効率化を図り、本制度の財政基盤を強化することが極めて重要となっております。このような観点から、小規模企業共済に係る余裕金については、政令で定める方法により運用することができるとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

円高の定着下で、中小企業は、経済のソフト化、技術革新・情報化の進展、消費者ニーズの多様化等、従来にない厳しい環境の変化への対応を迫られております。我が国中小企業構造の円滑な調整を促進し、もって中小企業がこのような変化への積極的対応を図ることを可能とするためには、将来の成長が見込まれる中小企業の円滑な創業を支

援することが不可欠であります。特に創業時の中小企業にとり資金調達が困難であることが最大の問題点であることにかんがみれば、中小企業が事業を創業する際に、出資を行うことは極めて有効な支援措置であると考えられます。しかしながら、現在、中小企業投資育成制度においては、創業時の中小企業に対する出資を行うことができないこととなっているため、積極的な創業支援を可能とするよう所要の制度改正を行うことによりその機能を強化する必要があります。

本法律案は、このような観点から、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正しようとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。この法律案の要旨は、中小企業投資育成株式会社への出資を追加することであり、これにより、創業期にある中小企業の自己資本による資金調達の円滑化を促進しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業事業団は、規模の面で不利に立たされている中小企業の経営の安定と振興を図るための中核的機関として、昭和五十五年に中小企業振興事業団と中小企業共済事業団との統合により設立され、以来我が国の中小企業政策において重要な役割を果たしてきております。その業務のうち中小企業振興事業団から引き継いで実施している高度化融資は、中小企業の集約化、共同化等、中小企業構造の高度化を図り、もって中小企業の振興に資する業務として定着しており、昭和六十二年度末の貸付残高は約九千四百億円に上っております。

近年、消費者ニーズの多様化、急速な技術革新

等の環境変化が進展する中で、中小企業は、付加価値の高い個性的な商品やサービスの提供等による新たな対応を迫られております。現在、こうした中小企業の努力をその研究開発能力、商品開発力の強化等を通じて支援し、地域経済の牽引力となる中小企業を育成しようとする動きが各地において数多く見られますが、こうした動きを着実に定着させていくためには、従来の組合等に対する助成に加えて、事業の共同化等のための施設設置等、中小企業構造の高度化を支援する事業を行う新たな主体に対し、所要の助成を行っていくことが必要となっております。

この法律案は、かかる助成の実施を通じて中小企業構造の高度化の一層の促進を図り、もって新たな経済的環境に即応した活力ある中小企業を育成すること等を目的とするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、中小企業事業団に、中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者に対する出資及び融資の業務を創設します。

第二に、出資業務に係る財源の安定的確保を図るために必要な規定の整備を行います。

第三に、中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者に対する税制上の特例措置等に関する規定の整備を行います。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(宮澤弘吉) 以上で四案の趣旨説明の聴取は終わりました。

四案に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

六月十六日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月二十八日)

一、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時

措置法案

- 一、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案
- 一、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案
- 一、中小企業事業団法の一部を改正する法律案

平成元年七月七日印刷

平成元年七月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局